

令和6年 第4回定例会

美深町議会議録

令和6年12月17日 開会

令和6年12月20日 閉会

美深町議会

令和 6 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 1 号 (令和 6 年 1 月 17 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 38 号の提案説明
- 第 7 議案第 39 号の提案説明
- 第 8 議案第 40 号の提案説明
- 第 9 議案第 41 号の提案説明
- 第 10 議案第 42 号の提案説明
- 第 11 議案第 43 号乃至議案第 48 号の提案説明
- 第 12 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 木 下 広 悠 君	2 番 望 月 清 貴 君
3 番 中 瀬 亮 太 君	4 番 名 取 明 美 君
5 番 蟻 崎 一 生 君	6 番 田 中 真 奈 美 君
7 番 小 口 英 治 君	8 番 藤 原 芳 幸 君
9 番 和 田 健 君	10 番 荒 川 賢 一 君
11 番 南 和 博 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総務課長 中江勝規君	企画商工観光課長 小野勇二君

住民生活課長	桜木 健一君	保健福祉課長	小林 一仙君
農務課長	山崎 義典君	建設水道課長	中林 秀文君
会計管理者	後藤 裕幸君	総務グループ主幹	内山 徹君
企画グループ主幹	渡辺 善美君	経済産業グループ主幹	前田 直久君
生活環境グループ主幹	川端 健君	税務グループ主幹	中野 浩史君
保健福祉グループ主幹	和田 政則君	農業グループ主幹	加藤 保昭君
建設林務グループ主幹	田畠 尚寛君		

◎教育委員会

教育長	杉本 力君	教育次長	大堀 裕康君
教育グループ主幹	元岡 友之君	教育グループ主幹	前田 貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本 博君	事務局長	山崎 義典君
---------	-------	------	--------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本 守君	事務局長	竹田 哲君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	竹田 哲君	事務局副主幹	服部 満君
------	-------	--------	-------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和6年第4回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において2番 望月議員、4番 名取議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から20日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から20日までの4日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました請願、陳情等について申し上げます。臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求め意見書等の陳情、他3件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の美深町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についての専決処分書、代表監査委員から提出の令和6年11月実施の例月出納検査報告、令和6年度前期定期監査報告及び財政援助団体等監査報告、以上4件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、

条例の一部改正3件、指定管理者の指定2件、補正予算6件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は藤原議員他、合計4人です。次に、説明委員については一覧表を配布しておりますが、水道住宅グループ町屋主幹が新型コロナにより欠席となっておりますのでお知らせいたします。最後に一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告といたしまして、北洋銀行美深支店の店舗移転についてご報告申し上げます。先般12月6日に、北洋銀行が自行のホームページにおいて令和7年5月26日から北洋銀行美深支店を同行名寄支店内に移転することを発表いたしました。この店舗移転はプランチ・イン・プランチ方式といって複数の店舗が同一支店内で営業をする形を取るもので、北洋銀行ではこれまで34の支店の移転を進めており、4月15日には当別支店、小樽駅前支店、清水支店の移転を公表され、美深支店は38店舗目となるものでございます。同行ではこのBIB方式を取ることで名寄支店内に店舗を移転したあとも美深支店の名称や支店番号は変更せず、利用者も現在の口座番号や通帳、キャッシュカードなども継続して利用できると説明しております。また店舗移転に伴い町内でも一台通帳の更新可能な現金自動預け払い機ATMを設置するとともに、個人のお客様の相談や各種手続きの取次ぎをリモートで行う共同窓口を北星信用金庫美深支店内に設置する予定としております。しかしながら美深支店の新たな口座開設や納付書での支払いの他、紙ベースでの振り込みなどはできなくなるなど、住民の暮らしをはじめ、企業や団体の活動に与える影響は少なくないと想定されます。そして何より同行は平成10年11月16日から美深町の公金を取り扱う金融機関、地方自治法第235条指定金融機関として重要な役割を果たしております。北洋銀行では移転後も引き続き指定金融機関として引き受けることが可能とはしておりますが、指定金融機関が町内に店舗を有しない状況では公金の取り扱いにも懸念が生じるところであります。現在、この店舗移転により行政運営や関係団体においてどのような影響が生じるのか検証を進め、今後の指定金融機関をどうするか検討しているところであり、なるべく早い段階で方針を出し、改めて議会にご相談したいと考えております。以上、行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順にしたがって発言を許します。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。項目は行政であります。行政の中から件名、人手不足に物価・賃金高、町行政今後の舵取りについてということで伺うものであります。質問の要旨を朗読させていただきます。長年にわたる人口減少、少子高齢化で地域の生産人口が大きく減少しまちも様々な政策を立てて参りました。新規の就農者や開業者が出てきて徐々に成果が表れてきておりますが、収まる気配のない諸物価高騰、賃金の更なる上昇も見込まれる状況で、成果が出てきた事業も成り行きが心配される状況であります。また既存の町内企業も状況は同様で、現状維持さえ厳しい環境となっており、町が委託する各種事業にも影響が及ぶ懸念が出ております。そこで次について町長に伺うものであります。町が進めている各種事業と地域経済の現状をどう捉えられているのか、伺うものであります。続きまして受託している福祉事業や衛生事業、指定管理では、今後の運営に対し苦慮しているという話も聞きますが、安定して事業運営が継続できるよう予算や内容の見直しが必要と思いますが、町長はどう思われるでしょうか。続きまして、役場も同じような課題に直面していると思います。現在の職員数と配置状況、今後の職員の確保と配置について、どのようにお考えか伺うものであります。また、第6次総合計画に沿って住民サービスはこれまでどおり維持するとしてきておりますが、各歳出の増加が見込まれる中で、サービスが低下することのないよう予算措置が必要と考えますが町長に伺うものでございます。次の質問に関してはちょっと時間軸を伸ばしまして中期的に捉えたものとなっております。本町は今後大規模事業が控えており、備える対策も必要になってくると思います。事業・予算においても取捨選択、これを進めるべきと考えますが町長に対して伺うものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員から人手不足に物価・賃金高、町行政今後の舵取りについてご質問ございました。ご答弁申し上げます。まず1点目の町が進めている各種事業と地域経済の状況についてのご質問でございますが、美深町が進めている様々な施策は第6

次に美深町総合計画に基づいて持続可能なまちを目指して推進しているところでございます。地域経済の状況についてでございますが、町内的には私の町長就任以降、農業においては第三者継承、新規就農者が2組、商工業においては閉店もございますが、新規開業4件の他、旧美深警察署跡地にDCMニコットが開店するなど、町に賑わいが見られてきておりますので、そうした面では経済活動は上向いていると見ていくところでございます。直近で出されました道北地域の経済情勢によりますと、やはり人手不足が引き続き拡大しているというような道北地域の景況状況、さらに観光的には回復しているから緩やかに増加しているという形で金融経済概況では景気を引き上げているというようなことで日銀が13日付で公表しているところでございます。また一方で個人消費は物価上昇の影響を受けつつも堅調に推移しているという部分と、住宅投資が減少していると言われておりますが、本町内においても町内業者での新築件数は、昨年度はゼロ件、本年度が1件という状況になっております。それに対して住宅の一般改修、令和5年度につきましては32件に対して令和6年度は52件ということで、一般改修の部分についてはここ4・5年で、1番多い件数となっているところでございます。しかしながら既存の事業体を見ると、物価高騰が続く中でも販売やサービスの価格に中々転嫁できない部分もございまして、個々の経営では厳しい状況があると承知しております。引き続き情勢の変化を的確に捉えて、地域経済の活性化に向けて、まちとして一層の努力を重ねて参りたいと考えております。次に、2点目の町指定管理や各種委託業務に関する予算措置に関してのご質問ですが、指定管理や各種委託事業につきましては、施設の管理や事業運営に係る経費について、その年度毎の予算協議の中で事業者と協議しながら必要な予算を措置しているところでございます。また急激な物価上昇やエネルギー高騰などに伴い、業務に支障が生じる場合についても議会のご審議をいただき予算措置をしておりますし、今後も安定的な事業継続ができるよう事業者と協議をしながら進めて参ります。議員がお聞きされております今後の運営に苦慮しているという事案というものがどのようなものかは承知できておりませんが、そのような状況があればまずは委託者であります町にご相談いただいているはずですし、もしまだ相談されていないのであればご相談いただくよう議員からもご案内いただければ幸いです。次に、3点目の役場の職員数と配置状況についてのご質問ですが、現在美深町役場には消防職員も含め、138人の正規職員と代替を含む会計年度任用職員が97人おり、条例に基づく機構に従い、業務量に応じて配置しているところでございます。当面の見通しとしては本年度から令和14年度までの9年間は65歳定年延長の制度移行期間のため、退職年齢が毎年伸びていく事から新規採用により積極的に職員を増やすことにはならない状況になると想定されますが、行政サービスを継続していくためには人材が非常に大切です。

特に20歳代以下の若手職員の育成が必要不可欠であり、引き続き職務上の指導や職員研修など人材育成には力を入れていかなくてはならないと考えております。限られた人材を適材適所に配置することに努めておりますが、組織の将来を見据えると、職員には若い時期から多種多様な職場を経験してもらい、美深町を担う人材になってもらうことが必要だと考えております。この先は、人口減少と少子化により高卒者数が減少していきます。現在でも採用試験の応募が減少傾向にあり、職員の確保には苦慮しているのが実態であります。人口に見合った職員数で質の高い行政サービスを提供していくには、人材の育成と合わせてデジタル化を推進し、業務の効率化・省力化を徹底する必要があると認識しております。4点目のサービスが低下しない予算措置と5点目の事業・予算における取捨選択については、関連性がありますので一括してご答弁申し上げます。今、美深町は議員もご存知のとおり既に建設工事が始まった名寄地区の一般廃棄物中間処理施設の建設や、特別養護老人ホームの移転建替え、町民体育館の改修工事、そしてし尿を処理している名寄衛生センターの老朽化による名寄市の下水道終末処理施設の拡充工事といった複数の大型事業を抱え、これらの事業で総額50億円以上の財政出動が見込まれております。新年度の予算編成においても新年度の予算編成方針において職員にも今まで以上に財源確保に意を配するよう指示したところでございます。行政サービスの維持と事業の取捨選択は相反する面を持ち合わせます。既存の事業は毎年行政評価を実施しており、決算と合わせて前年度の実績を総括する中で一定程度役割を終えた事業については、見直しや廃止するとともに、新規事業については、まちづくり懇談会や各団体からいただいた意見や要望、議会での議員からのご提言を参照しながら検討を進めております。先ほど申し上げました第6次美深町総合計画後半の大型事業に対する財政出動により財政状況が厳しくなると見通しておりますが、しっかりと事業の効果と課題を洗い出して最小の経費で最大の効果が生まれるよう財政運営に努めて参ります。住民の皆様に不安を抱かせることのない新年度予算案となるよう、職員一同知恵を絞って参りたいと考えているところでございます。議員各位におかれましても、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。以上で、藤原議員のご質問に対すると答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今、町長の方から順を追って説明をいただいたところでございますが、質問的には5つになっていますけれども関連がありますので、一応順番に沿ってはお伺いをしようかなとは思っていますが、まずは地域経済の現状について町長からも今説明をいただきまして、こういう状況ですから大きく見解が異なることはないのかなとは思っているのですけれども、まさに私も色々聞いて回った中でいきますと今ある現状というの

は本当町長も言ったとおりコスト上昇の価格転嫁というものがなかなか進めにくくそういういた状況になっているということを伺っております。一般消費者やサービス利用者などに対しては当然負担増となるものでございますし、そういったものは結局競争力の低下というそういういた心配もある中で、簡単に価格転嫁が進まないというのは、今はそういう状況の中で皆さん厳しい経営を続けていると思っています。個人の暮らしも当然厳しいのでありますけれども、現状としては従業員を抱える企業の経営というものが最も厳しい状況であるのではないかなと私は思っております。これはそういう状況の中ではこれから事業継続していくかということが企業にとっての一番の問題になるわけでありますけれども、これは企業自身がどう乗り越えていくかという問題だとは基本的には思っております。ただ事業継続ができなくなってくると、町にとっても一企業の存続問題ということだけでは済まない部分も恐らく出てくるのではないかなと思っております。場合によっては、町も何かしらの支援や対策というものが必要になるのではないかと思うわけですけれども、そこら辺に関しては町長のお考えというものはどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 従業員を抱える企業が今最も厳しいというようなお話をされておりますし、基本的には企業自身がそれをいかに乗り越えていくかというようなお話をしていただきました。本当一企業のみの問題で済まなくなるのではないかという部分、これまでも町内においてもまちに与える大きな影響、そういったものを乗り越えてきた過去がございます。そういう部分も含めて関係機関、団体、そして議会ともそういった部分につきましては、しっかりと協議を進めてしかるべき対応が必要な場合は対応していく必要が出てくる可能性があるのかなという風に考えているところでございます。

○委員長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 地域の現状でありますので根掘り葉掘りどうなのかこうなのかということは今ここでは申しませんが、こういったことで地域の企業とともにずっとまちが事業を推進してきた経緯を考えますと企業が体力を落としてどんどんできなくなるような状況にあるということはまちの色々な事業推進にとっても影響はでるものかな。やはりその辺心配になる部分でありますけれども、まずその辺の企業の状況、一企業の問題とはいえ町の行政推進の役もありますので、そういった部分ではやはり影響がある、結局影響を受けるのは住民ということになりますので、そこら辺に関してしっかりとこの地域の企業の状況というものを注視して、そして情報収集していく必要があるのではないかなと思いますけれども、この点1点だけちょっと伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私の耳に入ってくる分もございますし、入ってこない部分もございますけれども、関係企業、そういう関係業界等もございますので、そういった部分の動き等も今議員がおっしゃられたとおり常に注視しているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 色々町民の声をたくさん聞いているという姿勢もずっと見て来ておりますので、その辺に関してはしっかりできているのかな。あとはどのような対策が必要になってくるのかなという部分になろうと思いますけれども、その辺は状況を踏まえた中でしっかりと対策を立てていただければ有難いかなと思っております。続きまして、その企業経営に関する中で、その人手不足だとそういった色々な環境についてはこの2番以降についてもそういった話が出てきますので、そちらの中で一部取り上げていきたいなと思います。先に3番のことできちんとお伺いをしたいと思います。町長が話した職員に関してはどんどん人を増やす状況ではないけれども、若い人というか隔てなく人材をその確保していきたいというようなお話を聞きましたが、現在町内の色々な企業では中々そういうことが非常に難しい状況になってきて人手不足等に関しては定年を延長してメインの働き頭として残ってもらっているような状況も伺います。役場についても再任用という形で本人の意思によるものでありますから、役所の方に残ってきているような状況でありますけれども、職員の確保がこういう厳しい状況の中で、再任用というものに対してどのようにその職員の枠の中といいますか、再任用に関してどのような重きを置いていらっしゃるのか。あくまでも本人が残ったものを任用するということになっているのか、その辺についてちょっと考え方を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員から隔てなく人材を確保されているようなお話をございましたけれども、過去には地元採用も含めて採用したのですけれども、今中途退職等もありまして、特に30代が極端に少ないというような状況になってきてございます。今の定年は先ほどご説明したとおり9年間、65歳定年延長の移行期間となっておりまして、今は61歳定年ということになっておりまして、年金と繋がっていますので65歳の年金であれば65歳まで再任用という形で、これはあくまでも本人、ご本人がその選択をするかどうかという形になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 基本的にはそちらの方を頼って役場のその行政を運営するということは多分ないと思うのですが、若い職員を採用して、そして育てていって将来のその管

理職になっていくというのが基本的な考えだとは思うのですけれども、なかなかそういう風にならない部分もちょっと若干あるようなお話もございましたが、今後そういった管理職にどの時点で上げていくかというものはその色々 60 で区切って今はいるのですけれども、今後その人手がなかなか揃わない、あるいは折角採用した人が残れないような、退職してしまうような状況の中では 60 歳で切れるものなのかなどうなのか。他所のまちではその管理職の候補もなくて再任用したあとも管理職で残ってもらうようなことも若干聞いてはいるのですけれどもちょっとその辺が心配になる部分で、とる計画をとっていてもなかなか採用できない場合ということもやはりあり得るのではないのかなとも、そういった中でどういう風にしてしっかりした人材確保をして、そして管理をしていくかというものを 1 つの課題ではあるのかなと思うのですが、その辺に関してもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いずれにしても 60 歳の役職定年というような取り扱いになってございます。それと人材確保については、地元高校もやはりほぼ進学する方が多いということで、今年も地元高校からの応募がなかったような部分が実際ございます。今、特に専門職、こちらが美深町だけではなくて、旭川近郊以外、特に専門職が募集しても応募がないというような状況が続いている。これ今の話ではないのですけれども、将来的な話ですけれども、そういった部分を将来人口減進む中で広域で採用してその専門職をその広域市町村で移動、配置等できないかという議論はすでに町村会等々の中で検討を進めているという状況になっておりまして、美深町においても何とか一般職の方は確保できていますけれども、今後専門職、そして今就学資金ですか一時金とか制度を持って保健師等については対応している部分ございますけれども、そういった部分の確保へ進めている途中ということでご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○ 8 番（藤原芳幸君） 今、役所の状況の中の考え方だとかということはある程度伺いましたので、それも踏まえて今地域の企業あるいは事業所等が抱えている問題の方にちょっと移行したいと思うのですけれども、当初の中で町長の方から現在のその道北地方の経済状況ですか。この間、ちょっと新聞に載っておりましたけれども、概ねまあまあなのだけれども、その経済が中々上昇しない理由として人手不足があって本来の業務がこなしきれていない、あるいは需要にお答えすることができないような状況になってきているということで、下方修正というのがちょっとあったのですけれども、それでいきますと人材確保の課題というのが本当に役場だけではない、一般企業においても本当に中々難しい問題で、

ただこのところの国会等の議論を聞いていますと、住民側には賃金が上がるのではないかなという期待感だけが、どんどん膨らんでいくような状況になっているような気がします。経営的にはそう簡単なものではなくて、中々身が伴わないとそういう賃上げというものには結果が出ていかない。そういうことで町内の業者からも中々そんな賃上げの環境にはなっていないばかりか、下手したら人が集まらないことによって雇用の縮小にも成りかねないという声まで逆に聞こえてくるくらいで、特に今町長が申しておりましたが、技能や資格を必要とする職種の人材確保というのは民間においてもかなり厳しい状況になっております。今は働き手の定年延長などでしのいでいる状況でありますけれども、新たな職員の確保よりも先に延長した職員が高齢でリタイアしてしまうということが現実にはもう起りうる状況になってきているのではないのかなと思っております。現状の改善というのは本当に待ったなしになっている状況であると思っております。ただ賃上げで働き手不足が解消できるというほど簡単な状況ではない状況になってきている中で、ただ現状の改善が進まなければ結果的にはその住民に提供するサービスの低下に繋がってしまうようなといった心配もあるのも事実だなとは思っておりますけれども、町内での人材の確保がそういう専門職だと技能を持った人の人材の確保ができないということになると民間としても周辺自治体からどういった人材を引っ張って来るかということもこれは考えなければ成り立たない状況も見えてきている状況になっております。色々な町もそういう人手の確保に関しては施策を作ってきていただいておりますけれども、町内だけではなく、町外というものにもそういう施策も必要になってくるのではないかと感じているのですけれども、その点に関しては町長どのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 当然、特に美深だけじゃないですけれども、今一番、びふか温泉もそうですけれども、調理員ですね。それが不足しています。びふか温泉もなよろ温泉、剣淵の道の駅レストラン等も同じような状況ということで伺っているところでございます。この地域内にその職を求める人がいない。そういったことで、いずれにしてもうちのびふか温泉も先日は町外から調理員を採用して来ていただいているというような状況もございますので、やはりそれはそういう実態なのかなと思います。また、うちのまちとしても施策の中で町外の方から受け入れれるような形をとっている部分もございますし、近年、特に海外人材受入れの支援制度を本年度から整備しまして、そういった部分で海外からの技術を持っている方等の任用もこの支援によって進んできているのかなという風に認識しているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは先ほども町長の答えの中で1点色々な各事業所や企業等の中で指定管理等も含めて今後の運営に対して苦慮しているような話や中々町長自身は聞いていない、聞こえてきていないという話もあったのですが、どの程度の話かは分からぬいですけれども、今、色々な各現場といいますか事業所、あるいは企業の中では当然この時代ですから、職場環境の改善だとか機器やシステムの更新ということも当然同じように進めながらやってきております。どの部門においてもギリギリの中で責任を持ってこれまでと同じような仕事を果たそうと、皆同じような形でやって来ていると思います。前回の決算の時でもそうですし、今回の補正でもそうですけれども、まちの決算としては黒字の決算で、各種事業にはしっかりと予算が付いていて、各部署、各企業とも堅実な運営で黒字になってきているのではないのかなと思っております。そういう意味では不足はないのではないかかなという見方も一面としては見えるわけですけれども、今いったギリギリの中で対応しているということの中にはまちの事業単価が低いということも聞いているのですよ。ただ厳しい予算の中でそこを何とかしろということよりも自分たちの自主努力の中で期待に応えるというようなことでずっと進めてきている状況もあると伺っております。そういう中で仕事をしていきますと大変だといってもできていますよねとなるわけですよね。できているのだから今の予算でいけますよねというのも多分あると思うんですよ。企業は歳入が増えなければ当然こういった歳出が増える中で歳入が増えないとなると、事業内容というものを調整するしかなくなるわけで、そうなるとしわ寄せが現場に溜まってしまいますと。そういうことで末端のサービスに影響がでるというこの負の連鎖というものがちょっと心配になっているわけですね。現場の実態等を把握して町単価というものをちょっと見直して引き上げる必要もないのではないのかな。そうしないと中々企業は体力を削がれるばかりで最終的には色々なサービスに影響が出るのではないのかな。そういう風にちょっと思うわけでありますけれども、これに関しては私が思うことがちょっと考えすぎなのかどうか。ちょっとわからないですけれども、そういった現実もあるのではないのかなと私は思うわけですよ。それに関しては、町長はどのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ギリギリの中で責任を持って対応されているというようなお話をしていただきました。ギリギリの中でも経営努力をされているのだなと私はお伺いしている所でございますし、私の耳まで耳に届いていないのではないのかという話もありますけれども、今回的一般質問の答弁作成の中でもその辺のことを確認したところですね、現場

において必要な場合、価格、燃料高騰等々で反映されなければならないという部分についてはしっかりと担当の方で聞いて価格転嫁を進めているところでございます。その辺の相談含めて現在の支援といいますか、価格が、情勢が合っていないとすれば引き続き契約前に対応しっかりと協議進めていきたいなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 町長の方から今、光熱費、電気代、灯油代というのが目に見えて上がったというのが非常にわかるので多分対応はしやすいんだなと思うのですけれども、これに関しては発注する側の業者に対してだけではなくて、自分たちの役場の運営でも当然出てくることなので、わからないはずがないわけなのですけれども、それ以外の数値として出てきていないものに関しての部分というものは色々と各事業所等の中では骨を折っている部分だという風に伺っております。そして最初に言ったように何とかこの予算の中でできるようにということで努力をしてやっている。そういうことでなるべく予算が足りないから何とかしてくださいと言わなくともいいようにやっていっているような状況があるのでないのかなと思いますけれども、足りないのであれば付けなくていいですよという姿勢ではあるとは思うのですけれども、それに関して色々と情報をとる方法もあるのかなと思うのですけれども、是非ともそういうような視点も含めて町長色々と意見交換しながら町の様子の中の会合等も多く持たれていると思いますので、そういった部分も耳を傾けていただければ有難いなと思っております。これに関しては、町長にそれに関してどうするのですかということはありませんけれども、答えられる部分がありましたら次の質問の中でも結構ですので答えていただければと思います。続きまして、5番目の今後のちょっとまちの予算のことに対してお伺いしますけれども、町長も色々なまちづくり等の会議の中でも今後今はそれなりに予算の作り方ができておりますけれども、これからは本当に厳しくなるんだ、だから大変なんですよという話もしてきているのは、知っておりますけれども、本当に大変なのは今後來年以降になるとは思うのですけれども、先ほどいった色々な各種事業に対して予算を無理やりつけることが必要だという話の中で、相反すると今は色々つけなければならない要望も沢山上がって来て、町長も大変苦労していると思いますが、それもそのままではずっといけないと。なかなか今後のことを考えた場合には当然付けるものには付けるけれども、付けれないものに対しては少し辛抱してもらうということは当然今まで以上に出てくるのではないのかなと思っております。そこが今相反するということしていくと、メリハリしっかりとやらなければならぬのかな。それこそ今ではなくて今後数年の予算編成の中でそこはしっかりと目標を持っていかないと、結局は予算の時期になるとうちはこの部分はいいですから他に使ってくださいということは出てこないわ

けで、是非ともここも何とかしてほしいというそういう中で予算の見直しを進めるということは中々厳しいとは思うのですけれども、そこは町長しっかり早くて見通しもってやつていかないと厳しいのかなと思うのですけれども、ちょっと今までの質問の中身とはちょっと時間軸での質問になりますけれども、お答えいただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 前段のご質問の関係ですけれども、委託契約等々については本当に経営努力されている中でも限界があるのかなと思います。そういう物価高騰に対する部分も人件費も含めてですけれども、そういった部分は協議、毎年度進めておりまし、新年度予算に向けてもそういった実態を伺いながら引き続き予算に措置していきたいなと思いますし、一定程度その委託費等においては全体を運営していく本体が大変なことになれば実際働くこともできませんので、そういった部分で諸経費というのもも一定額持って契約しているということもご理解いただければなと思っております。また今後の中期的な部分の財政面のご心配をいただいたのかな。先ほども申し上げましたとおり一定程度行政評価等において役割を終えた事業については、見直しや廃止等々もというようなことでご答弁させていただきました。行政評価含めて初期の目的を達成したもの等については、やはり今後新たな次の対策が必要になればそちらの事業にシフトしていくような形でどんどん事業が増えていくと本当に経常経費ばかり増えていくというような形になりますので、しっかり施策として繁栄できるような形での予算付けをしていく必要があるのかなと思っております。今は、本当に持続ある美深のまちづくりのための未来への投資の時期がきているのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8（藤原芳幸君） 町長には色々とお答えをいただきましたので、最後に今後のその絶対的な見通しとして1点だけ考え方を伺いたいと思います。今国会では物価、この人件費高騰による経営コストの増加というものまず価格転嫁を進めて経営を安定させると。そういうことによって消費が増えて景気の好循環となることを目標として目指しているわけです。なるか、ならないかはわからない。もしそうなれば当然、政府に入るその税収も上がって地方に対してもそれなりの地方交付税だとかいうことが一時の好景気だったころのようにどんどん上がる時代がくるかもしれません。私、ここ30年ぐらいはそういうのは見たことはないのですが、それなりに景気の良かった時というのは財政もそれなりに地方交付税ですか。交付税何かも上がっていった時代はあったのだろうかと思いますけれども、そうなってくれれば色々と未来に向けて色々な取り組みがまたできることもあるかとは思うのですけれども、現状でいけばそうなればいいけれどもなるかどうかというのは

本当わからないような状況の中で、厳しい運営をどこの地方自治体も国もやっている現状だと思います。今、こんな社会状況の中で色々な歳出増が増える中で厳しい中でも予算を組まなければならないという本当に首長さん大変で、うちのまちの草野町長も石破さん以上に大変頭を悩ませているのでないかなと思うぐらい、厳しい予算編成の真っただ中だとは思うのですけれども、将来的に見て、そういうことを期待してばかりはいられない。やはり厳しい中でもしっかりとまちづくりを継続していくように堅実に取り組んでいかなければならぬような状況だという風にお持ちだとは思うのですけれども、その辺の社会状況と今後の予算編成に対する町長の見通しといいますか考え方を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 大変厳しい、厳しいという発言がちょっと気になったわけでございますけれども、美深町これまで繰越金等々含めてきっちりと基金の方も整備してきたという経過もございます。確かにお金は重要なことであるかなと思いますけれども、何よりこの人口減社会にあって町民一人一人の心に寄り添った行政サービスの提供を維持していく事が大切なことなのかなと思っているところでございます。新年度予算含めて本当に住民に不安のないような形で引き続き持続あるまちづくりを、第6次美深町総合計画に基づいてしっかりと確実に進めていくことが私の使命だと思っておりますので、どうかご理解の方よろしくお願いしたいと思います。

○8番（藤原芳幸君） 以上、終わります。

○議長（南 和博君） 以上で8番 藤原君の一般質問を終わります。

次、4番 名取君。

○4番（名取明美君） 私は美深町に生まれ、美深町を離れ、美深町に帰り議員となりました。そしてUターン議員になりました。これから一般質問に入ります。項目 行政。件名 地方創生につながる地域活性化のUターン事業について。質問の要旨 国は地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増させることと、地方の成長に向けて農林水産業や観光業など振興を図る決意を示し、新たな地方創生は国民の目線に立って生活が良くなつた、安心して暮らせるようになったと実感してもらえるよう政策パッケージを速やかに練り上げ、実現していくと述べています。人口減少、少子高齢化などに伴つて財政が厳しくなる一方、求められる公的サービスが多様化・複雑化し、多くの課題に直面しています。地域づくりを推進するためには人材の受け入れ事業が重要となります。特にわがまちは子育てしやすいまちであり、かつ自然豊かな環境の中で健康が維持され、都市部よりも居住費、生活費などの節約ができるまちだと思います。以下の点について、町長に伺います。1、美深町は

Iターン事業を進めていますが、Uターン事業で住民の増加を達成している自治体もあるので、今後はUターン事業にも力を注ぎ、人材確保強化の必要があると考えるので、仕事と住居を同時にあっせんできる仕組みを取り入れたUターン事業をIターン事業と併設して取り組む考えはないか。2、特に子育て世帯や、退職後世帯のUターンは、地域づくり・地方創生の原動力となると考えるので、Uターン者が故郷への興味を高めるための情報提供をしてはいかがか、町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名取Uターン議員からの地方創生につながる地域活性化のUターン事業についてご答弁申し上げます。まず、仕事と住居を同時にあっせんできる仕組みを取り入れた移住対策事業についてのご提案でございますけれども、近年、地方における人口減少や高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・拡大するには、都市部から地方への移住が地域活性化や人口減少対策の1つであると考えております。美深町ではこれまで移住定住対策として、移住希望者向けの空き家の紹介や、移住体験住宅を整備して美深町の暮らしを体験してもらうなどUターン、Jターン、Iターンなど形にこだわらず移住に向けた取り組みを進めているところでございます。その他に町単独の支援事業として、新規就農者への条例に基づく支援や、海外人材受入れの支援制度の創設、快適な住まいづくりと商工業振興補助制度では、令和5年度から移住者支援を新たに加えて、新築工事や中古住宅の取得、店舗の整備、子育て世帯への支援を行うことで経済的な負担を軽減し、移住を促進する取り組みを強化してきたところでございます。移住者に仕事と住居を同時に斡旋できる仕組みを導入するには、地域の雇用状況や住宅情報を一元的に管理し、提供する仕組みづくりなど、実現に向けては様々な検討課題があると考えております。先行事例などを参考にしながら研究して参りたいと思っております。次に、Uターン者へのふるさとへの興味を高めるための情報提供についてご答弁申し上げます。移住の推進は地域づくりや地方創生において重要な役割を果たすと考えております。特に美深町の出身者がふるさとへの興味を高めるための情報提供は、故郷の魅力を再認識し、郷土愛を深めるために欠かせない要素であると考えております。引き続きホームページやSNS、移住交流情報サイトなどを活用した情報発信により、ふるさとへの興味を喚起することにつなげて参りたいと考えてございますけれども、名取議員、Uターン議員ということで具体的にその故郷への興味を高めているための情報提供という具体的なもしご提案がありましたらお聞かせいただければ幸いと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、町長の方から移住体験住宅あるいはIターン、Uターン、J

ターンそれぞれにこだわりなくやっているという今の所見でしたが、どうして私がUターン事業に着目したかですね。まずIターンは地方創生の国の初期の段階で、地方へ流出させるための具体的な施策としてIターン事業が促進されました。今回の国の地方創生では、Iターン事業に留まらず地域にあった施策を進めてくれということで、来年からは地方創生を倍増すると言われていますが、今年度においても地方創生の施策があれば支援しますよとも言っておられました。私は、Uターン事業に力を入れるべきではないかと思いました。なぜかというと美深町は令和6年1月から10月までで、6人が出生し、66人がお亡くなりになりました。人口が60人減りました。大変な状況です。さらに私はこの状況の中で、子どもの人数が危機的状態であること。美深町出身のOB、退職者が一番多い時期に入っていること。この2つの観点から、特に子どものいる世帯のUターンと退職後の世帯のUターンに着目いたしました。地方創生の課題として、地域活性化はどこのまちにおいても一朝一夕にはいきません。長期的な視点で取り組まなければならないと思います。そこで、地域にあった取り組みをするという視点が地方創生の第一歩となります。なぜUターン事業に着目したかといいますと、私は札幌市内での生活経験があり、忙しく暮らし、大変でした。一度美深町を離れて生活してみると美深町が本当にいいまちだと感じました。このことは私だけではなくて、美深の学校を卒業したOBの方々が誰しも美深のいいところを思い出し、機会があれば住みよい美深町に帰りたい、帰ってみたいと思っている人がいると私は思います。これが1番の理由です。美深町がいいなと思った理由は自然が豊かであり、犯罪と事故が少ないのんびりとした安全なまちだからです。さらに都市部と比較すると生活費が節約でき、経済的にも余裕が生まれます。美深町にとってこのUターン事業をする上でやらなくてはいけないことがあると思います。Uターン希望者を受け入れる相談業務からはじまり、仕事と住居、この情報提供が重要となります。Uターン事業の強化により人口減少、人材確保対策に繋げていただきたいと思います。さらにまちが抱える問題として空き家住宅があります。空き家住宅の活用をUターン者にも広げ、仕事と住居を同時に斡旋できる仕組みを考えていただきたいと思うのですが、先ほど町長答弁していただきましたがもう一度答弁いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） Uターン等の希望者の方に仕事と住居を同時に紹介できるようなものを考えてくれといったご質問ですね。先ほど、実現に向けては検討課題もあるという風に答弁させていただきましたけれども、何といったらいいですかね。昔は働く場がないから皆出て行ってしまうんだという話でありましたけれども、今、働く場があっても出て行ってしまって、人がいなくて海外の人材に頼っているというようなことに急に変わって

きたのかなと思っています。実は平成10年ですか。3町村で移住を進める北いっしょ推進協議会を立ち上げました。その中で、やはり行っても仕事がなかったらどうやって暮らすんだというような相談もございましたし、一方では今、名取議員がおっしゃったとおり、本当に大自然の中で安全安心なまちでのんびりと暮らしたい、定年退職を迎える健康で元気な方にこの美深に移り住んで生活してもらえないかといったそういう趣旨もあって、北いっしょ推進協議会の方で事業をスタートさせたわけでございます。その中で、やはり中々仕事がないと行きたくても行けないといった声も中にはございました。そういう中では現在では、そういう相談、移住フェア等も参加してございます。そういう中で住宅情報は、現在、町でホームページ等でストックしております、紹介しております空き家の情報、それとやはり雇用情報につきましては、今、ローカル新聞等も求人情報ハローワークさんが出ていると思います。そういう限られた情報ですけれども、それとセットで今は個別相談というような形で対応していますし、飲食店等でも従業員募集したりというような情報、といったものを抑えながらそういう相談があった場合はそういうものを提供しながら、今も決してやっていないわけではない。地道な形ですけれども、セットで空き家の部分と雇用情報をセットで随時行っているところでございますけれども、これが名取議員がおっしゃるような形で同時に斡旋できる仕組みになっているのかというと完全なものではないかもしれませんけれども、一定程度対応できる範囲で行っている。その中で移住者向けの色々な支援制度等も紹介して対応を進めているということで、これはIターンだけではなくて、Uターンの方含めてそういうご相談にさせていただいているということをご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、町長がおっしゃっておりましたインターネットの空き家情報、私も拝見いたしました。何件かあります、お金の生むものと、そこはタダで提供するというものもありました。ありがとうございます。11月8日の厚生病院との勉強会の中で事務長は人材確保のためにどのまちも必死であり、奪い合いになっている。今年美深町出身の介護福祉士が1人入ったことを受け、美深町に生まれ育った人は美深町に帰ってきてもらう。それが持続可能なまちづくりではないかと言っておられました。町長はこの持続可能なまちづくりは美深町出身者に帰ってきてもらう、この考え方についてまずどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深出身の方が故郷に帰って勤めていただくという、それは商工業の担い手条例の中でもできれば地元の高校を卒業して地元の商店街ですとか企業に勤め

ていただきたい。そういう趣旨も含めて条例化している部分もございます。それが新卒者じゃなくてもUターンしてきてもそういう支援を整備した部分でございますし、さらに今話した多分看護師の学校を出て美深厚生病院に勤めた方のことをおっしゃられているのかなという風に思っています。就学資金の方、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など町内のそういう病院等の施設に就業される方に就学資金、さらに就業一時金ということで町内に住まれた方は60万円というような形で制度を拡充して対応しているというようなことで、こういった部分を今現に活用いただいているということは大変有難く効果が出ているのかなと思います。さらにまだまだ厚生病院さんの看護師さんが不足しているということで有効に活用していただければいいかなと思っています。我々もPR、そういう施設と一体となってPRをさせていただければなという風に思っている所でございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、町長の方から美深町には本当に良い制度がありまして、その中で戻って来た人とか就学資金とか素晴らしい制度があります。それを活用したというお話を聞かせていただきました。Uターン、Iターンの相談窓口をしているまちというのがありますし、近郊のまちでは当麻町、上川町、剣淵町、苦前町などまちだけでも道内10カ所以上がUターン、Iターンの相談対応をしています。内容としては空き住宅情報、町内の求人情報、子育て支援情報などを行い、サポート窓口を設置しております。都道府県では島根県においては県を挙げて実施されております。

次に2番目の質問に入ります。添田町の女性職員の挨拶の中で、今年、美深町の子どもたちが添田にきました。こんないい子が育った美深町がどんなところなのか見てみたかったと言っておられました。美深町の感想として女性職員は人柄が良い町民であること、自然豊かな環境の中で子どもたちが健康な体と心が育まれているまちでもあると話されました。私も美深町の素晴らしい環境に感謝するところであります。しかし、子どもの人数が危機的状態にあることです。具体的には小学校1年生、19人、2年生19人、3年生21人、4年生にあっては13人、5年生19人、6年生は27人、今年生まれた子どもは10人を切っているそうです。子育て世帯のUターンに何故着目しなければならなかつたのか。恵まれたまちであることを実感してもらい、都市部より経済的にも節約できる。そして親の気持ちも安定することを伝えたいと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 何と答えていいか躊躇しているところなのですけれども、島根県の事例がちょっとよく、からは別の質問ですよね。ご承知のとおり本当に亡くなる方、そ

れもご高齢で美深に最後まで頑張ってくれた人、有難いな。本当に感謝したいなと思っています。生まれたお子さんがこの4月から6人ということで、保健福祉課の調べではこの学年は14人3月までに生まれる学年。1学年14人になるのかなと思っています。少人数学級ということで、授業の方は本当に勉強しやすくなるのかなと思いますけれども、逆にグループだとか団体活動、スポーツだとかそういったものには、やはり支障は出てくるのかなという風に思っております。その少子化、将来の少子化学校運営についても教育委員会の中でも議論していただいているところでございます。本当に私は昨年からまちづくり未来トークということで子どもたちを対象にした懇談会というか、そういった場を設けております。この中でやはり子どもたちには美深のまち、郷土愛を持ってもらう、さらにまちを誇ってもらう。誇りに思ってもらう。そしてまちを自慢してもらえる子どもに大人になってほしいな。そしていつかはUターンして戻って来られるようなまちをつくっていきたいなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） ありがとうございます。難しい答弁で町長もちょっと考えてしまうようなあれでしたが、今年私がなのですが最も感動したことが1点ありました。それは添田町が来町した時の役場職員の一丸となっての歓迎ぶりでした。美味しいものを食べて、あとトロッコに乗り、クラフトビール、美深牛も味わい、チョウザメ見学など歓迎ムードは本当に美深町の良いところ満載でした。この感動を美深町出身のUターンに関心のある人にも是非体験してもらいたいと私は思います。Uターン事業に参加していただき、美深町民の増加と地域活性化による持続可能な地方創生に繋がっていただきたいと思いますが、また退職後世帯のUターンの話なのですが。経験値の高い退職者を活用し地域活性化の新たな発想や可能性というのも生み出されると思います。美深町の出身の退職者にも目を向けるべきではないかと思います。美深の退職後の世帯対象者は60歳から70歳までで考えてみると私の時代には小学校の生徒数は1学年200人程度でした。10年間で2千人の対象者がいます。人生100年時代の中で残り人生が30年あります。退職後の過ごし方として故郷に帰りのんびりと健康に暮らし、経済的にもゆとりを持って幸せに過ごすことができることを望みます。今年、町外に住む親戚で83歳になる叔母が30年ぶりに美深町にきました。住んでいた場所、墓参り、故郷に帰り、思い出に感動し涙していました。退職の人にとっての故郷美深は思い出いっぱいの場所なのです。故郷の発展を願い、ふるさと納税で支援をしていただいているのだと私は思います。私は美深町に戻れて本当に良かったと実感しています。故郷への思いは故郷の情報を知り、ふるさと納税で応援したいという思いを町長はどのように思いますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） またまた答えづらいご質問をいただいたところでございますけれども、前段につきましては美深のOBの方にUターンの体験ツアーようなものを実施してはという風に受け取ったわけですけれども、間違いないでしょうか。

○4番（名取明美君） そうですね。例えば同窓会も良いのではないのかなと思うのですけれども。例えばの話です。

○町長（草野孝治君） その辺含めて、また具体的なご提案ありましたら担当の企画商工観光課の方にもご提案、具体的なものをご提案いただくと有難いという風に思っております。後段の部分、60歳から70歳代、私の時も200人近くいましたし、美深小学校、美深第二小学校、私は美深第二小学校を卒業したわけでございます。多くの方がおりますけれども、中々やはり暮らせば都といいますか、そこに1回住む、なかなかUターンして帰ってくるというのは定年後難しいのかなと思います。ましてや1番話を聞くと夏は良いと、冬はこんなに雪があるところ、1日はいいけれども毎日はそんな暮らしも向こうの雪のない地域で暮らしが慣れてしまえばそこは簡単にいかないのかなと思います。逆に雪に憧れてくるという部分もあります。Uターンばかりではなくて、二地域居住というのですかね。そういった部分も、今各地で進められております。そういったものも選択肢の1つなのかなと思っておりますけれども、質問の要旨ってなんでしたっけ。ちょっとそういう風に思っております。60、70、30年はどうかなと思うわけでございますけれども、色々なご意見等をいただいた部分について、またUターン事業等についての在り方含めて担当課の方と相談させていただければなという風に思っておりますので、今後ともアイディア等ありましたらお寄せいただければなと思います。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） また答えづらい質問になってしまい大変申し訳ありません。担当課の方々とUターン事業についても検討していくというそういうお答えをいただきました。最後にですね。最後になります。今年はオリンピックイヤーであり活躍した人々は沢山いました。大谷選手の活躍も素晴らしかったです。日本の国の大宝として國を挙げてメダリストたちにありがとうと感謝し、旭川出身の槍投げの北口選手には旭川市で感謝パレードを行い、旭川の宝として歓迎しております。美深町においても子どもは宝であり、美深町OBの人たちも宝として大切に考えていかなければならないと思います。大事にすることで美深町はもっと良くなると私は思います。町長はUターン事業を検討課題である、あるいは担当課と検討すると言ってくださいました。町長、今年が地方創生の大切なポイントなのです。最後に町長の答弁をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと今の質問なのか、発言なのか答えるのは難しいのですけれども、美深の子どももそうですが、OBも宝でないかという部分お話いただきましたけれども、200人相当の規模の同期がいるということですので、今東京美深会、札幌美深会も会員が中々集まらず苦労しています。200人の仲間の本当に1割でもいいですで、議員からもお声がけいただいてふるさと会、そして美深の故郷への思い支援していただくようにお口添えいただければ有難いなと思っております。先ほどのUターン事業検討という話がありましたけれども、どれもうちのまちとしてはU・J・Iターン全て対応できるように対応推進を進めておりますので、その辺についてご提言等含めてアイディアを担当課の方に直接お寄せいただければ有難いなということでの答弁になっているかわかりませんけれども、地方創生の事業を予算倍増にするという話ですけれども、多分倍増では足りないぞという意見も出ています。その辺も含めて今後の施策について注視しながら引き続き第6次美深町総合計画を着実に進めるため施策を推進して参りたいと思いますので、ご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（名取明美君） よろしくお願ひいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、4番 名取君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） Uターン議員名取さんの次は、何ターン議員だかわからない木下が一般質問をいたします。何ターン議員というのですかね。僕ね。わかる方ご教授ください。項目 行政。件名 持続可能な自治体を目指すための人材確保及び交流人口増加策。現在、美深町は2泊3日のおためし地域おこし協力隊の募集は実施していないと認識している。先日の所管事務調査では、実施できる状況ではないというものだったが、交流人口の増加、正規の地域おこし協力隊確保に繋がる可能性があることや、予算是実質的に全額総務省負担で自治体負担はないなどを考えると実施すべきと思う。所管事務調査では検討していくと回答いただいたが、この制度は令和元年にはじまっており、長期で実施が滞っていると考えるので、実施していない具体的な理由を実施の可能性の期待を込めて伺う。

2、美深町はＳＮＳの公式アカウントを2つ保有しており、イベントの告知や事後報告などを行っているように見えるが、PRに重きを置いているのか情報周知に重きを置いているのか分かり兼ねるところがある。一方で地域おこし協力隊はＳＮＳで#美深百景などのイベントを行ったりとPRに重きを置いた充実した内容を発信できているようだが、地域おこし協力隊のＳＮＳは行政とある程度連携しているのか。完全に一任しているのか。地域おこし協力隊のアカウントと美深町公式アカウントで役割分担、(PR・情報周知)しているようにも見えて、地域おこし協力隊も含めた美深町のＳＮＳに対するスタンスと今後の活用の仕方を伺う。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） Iターンですね。木下議員は。はい。Iターン議員の木下議員からの持続可能な自治体を目指すための人材確保及び交流人口増加策についてご答弁申し上げます。まずおためし地域おこし協力隊を実施していない具体的な理由についてご質問ございました。令和元年からはじまったおためし協力隊の制度は主に2泊3日など短期間での活動体験を前提としているため、実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見や、地域の実情やニーズを十分に理解する前に体験活動を終えてしまうという意見が全国から報告されております。本町においてもこのような短期間での体験が協力隊として効果的かどうかという懸念があることが主な理由となっております。そのため令和3年度から2泊3日程度のおためし協力隊と本来の地域おこし協力隊3年間の間に新たなメニューとして創設されたインターン制度が2週間から3ヶ月期間となっております。インターン制度が活動期間も長く、本来の協力隊と同様の活動や生活が体験できますので、インターン制度の方が効果的であると考えまして、私が町長に就任した令和5年度から募集を開始し、5年度は1人、6年度は4人を受け入れているところでございます。インターンとしての活動で得られた地域の問題や課題を認識されて、本来の地域おこし協力隊への応募や交流人口、さらに関係人口の一員となることを期待しているところでございます。次に美深町のＳＮＳに対するスタンスと今後の活用の仕方についてご答弁申し上げます。まずはまちのＳＮＳの運用につきましては、主にイベントの周知や定期的にまちのできごとをピックアップしてお知らせしており、毎月の広報びふかのまちの話題の補完的な役割も果たしております。次に、地域おこし協力隊のＳＮＳの運用については、活動の様子や各種イベント、まちのおすすめポイントなど幅広く発信し、町内外へ美深町をPRすることを主な目的としております。協力隊のＳＮＳについては、完全に一任しているわけではなく、以上のような役割、目的のもと、投稿内容によっては担当部署と相談したり、両アカウントで相互にシェアするなど連携して情報提供を行っております。今後もＳＮＳを有効に活用

し、地域の魅力を広く発信するとともに効果的な情報発信を推進して参ります。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） おためし地域おこし協力隊の実施しない要因として約3日では美深町の情報というのがあまりよく理解されないままこのまちを去ってしまうという懸念点があるという話だったのですが、こちらは実際問題、おためし地域おこし協力隊として来た場合、少なからず興味を抱いてという可能性が高いと思うので、その中でインターンであったりとか正規の地域おこし協力隊に流れるという可能性はもちろんありますよね。そのまま帰っていくということは、そもそも懸念になるのかなと解せないところではあったのですけれども、両方の可能性があってその中で理解されないままこのまちを去られていくことが懸念になるのか少し疑問だったのですけれど、そこら辺どうですかね。インターンや正規に流れるという可能性も加味すれば全く懸念点にはならないのかなと思ったのですがどうでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） このおためし制度ですけれども、ちょっと今答弁する前に状況をお知らせしますけれども、折角総務省の負担なので滞っているのではないかというような冒頭お話がありましたけれども、全道的に滞っているということになります。というのは、資料によりますと令和4年おためし協力隊をやっている自治体は全道で11自治体です。令和5年にあっては19自治体ということで承知しております。インターン事業については、令和5年度ですか。23団体に増えておりますし、上川管内においておためし協力隊をこれまでやられた自治体が令和4年に2自治体。令和5年に1自治体。令和6年に3自治体が結果はわからないですが募集しているということを承知しているわけでございます。令和4年度にやったまちが令和5年度に実施したまちが次の年はやっていない状況がございます。こういったこともやはり中々きっかけになる可能性はあると思いますけれども、中々続かない理由なのかなと思いますけれども、管内においても全道においても、やはり伸びていないというのは総務省に対してあまり2泊3日程度では難しいということで多くの声が総務省に自治体から寄せられて、このような新しいインターン制度が創出されたという風に承知しているところでございます。実際、インターンの場合は毎日の謝金というのですかね。報酬というかそういったものを受けられるわけですけれども、おためしの場合は基本的に全て自分持ちというのですかね。募集にかかる経費ですか、こちらの体験に関わる経費については、総務省の負担でできますけれども、旅費あとこちらの滞在費、食費それらについては、全て本人なり場合によっては自治体負担になると、といった状

況になっておりまして、やはり新しくできたインターン事業の方を本町としては次に繋がる確率があるのかなと。すでにインターン事業で来られた方、学生さんが今回多かったのですけれども、また美深町にイベント等で参加していただいたりですとか、色々な面で興味を示していただいて、将来の協力隊に繋がる可能性がさらにインターンの方が多いのかな。あるのかなという風に思っている次第でございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 全道でもなかなか広がっていないという実態があるのは理解したのですが、いまいち理解できないのが、このおためし地域おこし協力隊という制度を活用するデメリットというか、これがあってそれが中々繋がらないという話をしているとしか思えなくて、これが有ることによって何か美深町にデメリットが例えばおためし地域おこし協力隊があるから地域おこし協力隊の数が減るとか、インターンの数が減るなどというような話ではないのではないのかなと。むしろ例えばインターンも正規の地域おこし協力隊であれば、あまりにも期間が長すぎるということで2週間、最低2週間ですね。最大3カ月というような話になっていると思うのですが、やはりこれはあまりにも主観的な意見なのかもしれないですけれども、どこか自分に合わないところに2週間いるというのは結構苦痛だと思うのですよね。僕なら1秒たりともいたくないです。その中で2泊3日であれば、きっかけとして例え自分に合わなかったとしてもやってみようという風に考える人間が相当数いるのは妥当性があるのかなという風に思います。なかなか広がらない理由もそれなりにあるとは思うのですが、何故、広がらないのか。これがあることによって何か美深町にデメリットがあるわけではないと思うのですよね。これがあまり機能していないという話では確かに思うのですけれども、あるだけマシなのではないのかなと。先ほどおっしゃられたお金の面でも完全なる総務省負担ではないということなのですかね。ただ微々たるものだと認識したのですけれども、そこら辺どうですかね。これがあることによって何か美深町にデメリットがあるわけではないですよね。あった方が良いという理解で僕はこの質問をさせていただいているのですよね。あらゆる手段をもって美深町のためになることをやってもらいたい。それが例え微力のものであったとしても、できるのであればやった方がいいのではないのかなと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員から、できるのものであつたらやつた方がいいという、それはご意見として頂戴いたしますけれども、まちとしてはインターンこれをメインというか、これを入れることによって本来の地域おこし協力隊、このダブルで絞って美深町としては地域おこし協力隊のインターン事業と正規の地域おこし協力隊これらの募集に絞っ

て5年度から進めてきたということで対応しています。そのデメリット・メリット云々という部分を比較して何故やらないのだという部分、それは全国で報告されている例でございまして、実際どうなのだという内部で協議した中で、多元年からやられていないということはそういうことだと思うのですよ。それで私は、インターン事業があるのだから協力隊だけではなくてインターンで、そういうきっかけを持って協力隊に結び付けていったらしいのではないかと。そのインターンも実際来てくれるのかどうかわかりませんけれども、それが糸口になると。合わなかつたら途中で辞めて帰られる方、協力隊の中でも今までも途中で退任された方もいないわけではないので、それはそれで宜かなと思うのですけれども、基本的に2週間からのこれもインターンといいながらもちょっと中期的なおためしみたいな形で応募していただける方が後に繋がるのではないかといううちのそれは考えてございますので、全部やればいいのではないかというのは、それはそういう意見としてお受けしたいと思いますけれども、町としての考えとしてはインターンと地域おこし協力隊、これをメインに5年度、6年度進めてきたということなので、7年度はこれから予算に向けて詰めていくというようなことでご承知おきいただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） たとえば名寄であったりだとか、他の自治体で進んでいないので、そのやらないからには何かそれなりの理由があるのではないかというようなお話なのでしょうかね。これはそういった話で具体的にこの制度があるからインターンに繋がらない、正規に繋がらないという話ではないというお話です。そういう話でまだ期待が薄く、これを実施することによってあまりにも期待が見えないということでやっていないという認識でよかったです。そういう認識であればまだ理解しますけれども、最後にこのお話で、先日中川町に政務活動で視察に行った際に、おためし地域おこし協力隊、美深町と同様にされていなかったのですよね。その理由を聞いたところ職員の仕事量の増加であったとか、そもそも美深町と同じように2泊3日では伝わらないと。その時点で僕もあまり解せなかったところはあるのですけれども、ただ少し状況が違うのは向こうはフリーミッション型なので、一概には比較できないところではあるのですけれど、あまりにも地域おこし協力隊の数が増えすぎて職員のキャパオーバーが起こっているというような現状があったのですよね。美深町はどうなのかと。そこで向こうからの余力があるのであれば、おためし地域おこし協力隊は全然ありだというような回答をいただきました。向こうの意見としては、国予算でツアーガが実施できること。そのような中でやらないよりはやった方が良いのではないかという僕の考え方方に近しいようなことをおっしゃっていて、ただ向こうはやっていないのですけれども、そういうような考え方のもと今の町長の答弁を聞いていると少し

理由になつてないところはあると思いました。デメリットがないにも関わらず、やつたら可能性がある。であればやつた方が良い、ここについてまだ崩れてないのかなという風に思ったのですけれども、最後にここだけ、まだやはりこのおためし地域おこし協力隊をやってない理由としてはかなり弱いのかなと思いました。仕事量であっても、今正規の地域おこし協力隊 2月 28日、来年度まで募集されていますよね。その中で仕事量がキャパオーバーであるというわけではないという風な理解です。なので、なおさらやつた方が良い、やらない理由になつてないという風に思うので、最後何かあれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 最初に答弁したとおりでございます。中川町さんは中川町のやり方がありますし、これまで受けた管内 6 自治体、そこが効果現れないからうちもやらないのだという、そういうことは言つていません。そういうことではない。美深町は美深町の地域おこし協力隊の考え方、担当の方針をまとめていただいた中でおためし制度は中々イメージしにくいというようなこと、全国でもそういったことで報告されているということなので、うちとしては令和 5 年度からインターーンの部分、さらに本来の地域おこし協力隊、そして本年度もご承知かと思いますけれども、活動提案型の地域おこし協力隊をすでに募集を今しているところでございますので、どうか P R 支援含めてご協力いただければ有難いのかなという風に思つてゐるところでございます。最初の答弁と同じ理由でございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 最後と言つた手前、ちょっと言いたいことが出てきましたので、まだ可能性がわからない状態ですので、それこそおためし地域おこし協力隊をおためしでやってみるのもありなのではないかなと。時限的でも良いですし、可能性がまだ考慮されているので、ここについては答弁いらぬですけれども、まだわからないところなおためし地域おこし協力隊をおためしでやってみませんかと最後に伝えておきます。

次の質問に参ります。S N S に関しては、僕が通告で出したとおりというか、ほぼ同じとおり町の公式 S N S といえばイベント周知、事後報告であったりとか広報の他、さらに地域おこし協力隊のアカウントで P R 含め町内外に P R すると、そういう風に役割分担が一応あるという理解をいたしました。その中で町の公式アカウント、インスタグラム、フェイスブックが数日前に更新されてはいましたけれども、1カ月ぐらい滞っていた時期があるかと思うのですよね。その中で僕の印象としては長側が何か報告することがかなりストップがないのかなという印象を抱いたのですけれども、そこら辺実情を教えていただきたいのですけれども、わかる範囲で。1カ月滞っているということは何か報告することがほぼ

ほほない。その中でも何かあったのではないかと思うのですけれども、ここはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私も毎日チェックしていなかったので、そんなに空いていると感じていなかったのですけれども、発信する部分にもちょっと波がある、波といったら辺ですけれども、そういう部分があるのかなと思いますけれども、何かかにかそういう材料というか素材はあるのかなと思っています。毎日1本とか1週間に1本というそういう決めは持っていないので、できる範囲で今スタートしたということでご承知いただければなという風に思っております。今後も機会を見つけて発信するように努めて参りたいという風に思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 僕自身、町がSNSを初めて非常に嬉しい思いではあったのですけれども、一方で僕の思いとしては、やるからにはいわゆる拡散、バズるというような現象も狙ってもらいたいと思っていますし、そういう風に拡散、PR目的で行っていただけるのかなという認識だったのですが、そういう認識ではないという意見もございまして、拡散を考えていない、そもそも考えていないという風な認識の方も結構いて、その中で町長、立候補の際、SNSの活用をというようなマニフェストを掲げられていましたけれど、その当時の青写真としてはどういうような活用の仕方、PRを目的としたものなのか、重きを置いているもの、PRに重きをおいているのか、そもそも先ほど述べられたような広報の保管であったりとか、イベントの周知、事後報告であったりとか両方なのかもしれません、どのような考えのもとマニフェストに掲げられていたのかなというのを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） SNSの部分につきましては、これから特に若い世代といいますか、そういう部分への情報提供、あまり言いたくないのですけれども、新聞だとかあまり購読していない世代、そういう部分にもまちの情報を提供するようなことが可能になるのかなという風にも思っていた部分がございます。それで基本的に私も職員時代広報を担当したことがございまして、中々まちの色々な話題ですとかタイムリーに発信できなかつたのですよね。そういう思いがございまして、広報についても1月に1回ということになっていますので、防災端末だとかホームページもございますけれども、やはりこのSNSの中でそういうイベントをタイミング良く周知できたりとか、色々な良いニュースというのですかね。そういうものをすぐに話題として報告できたりとか、そういうた

部分で私が当初考えていた部分で、将来的にどうしていくだとか元々フェイスブック、そしてインスタという部分で、今この後どうするのだという考え方も具体的には持っているわけではございませんけれども、何とかこのツールを上手く繋いで、多くの方にPRなり、理解なりしていただけるものに繋げていきたいなと思っておりまして、これから具体的にどうするのだとこうするのだというところまでは、まだ至っていないというような状況で、これから今後の在り方についてもSNSの発信については、色々ご意見もある部分もありますので、一定程度今後の在り方についてもこれから相談して参りたいなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） PRも含めて今後の在り方を考えていくというような理解でよろしいですね。僕自身、情報周知ももちろん重要ではありますが、このSNSを使って美深町の存在を全国津々浦々広げていきたいという思いの下、今まで提案してきたので、そもそもそういった考えが町になると、非常に悲しいところではあるので、ここは改めお聞きしたいのですけれども、PR、今後町内、外に問わずどんどん美深町の魅力をSNSを利用して発信していくという思いは強くあるという理解でよろしいですね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いずれにしても、情報発信した時点で町内だけではなくて世界に発信しているというようなイメージでいるのですけれども、どれだけそれが伝わっているかということはわかりませんよね。実際。

○1番（木下広悠君） わかるのではないですか。数字を見たら。

○町長（草野孝治君） だけど何も反応がなければ、見ただけではわからないという部分もありますよね。わかるのですかね。

○1番（木下広悠君） 反応が増えれば、見られているという。

○町長（草野孝治君） そういった部分も含めて今町ができる範囲の部分、そして地域おこし協力隊または観光協会等でもどんどん発信されている部分はありますので、それらも含めてやはりPRの部分と情報発信の部分、この区別もちょっと難しい部分あるのですよね。地元の方にPRする部分もあるし、本当に全国津々浦々にアピールしたいというようなこともあるかと思うのですよ。そういった部分も含めてルールといったら変ですが、何かしら発信することによって、こういった効果があるのだというのももうちょっと整理していきたいなという風には思っています。自分の最初の思いは、まずはなかったので、SNSによって色々な情報発信、PRもそれをまずは立ち上げようというような考え方で昨年、町長の公約の中に入れたということでご了解いただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） まだ試行段階で、PRも含め考えていくというような答弁だと理解いたしました。やはり思いとしては、折角SNSをはじめたからには数多ある自治体のまったく影響力のない、作っただけのアカウントに埋もれてしまうようになってもらいたくないという思いがあるのですよ。僕の描いていた青写真としては、まだ美深町は5%も達成できていないと僕は思っているので。ただ、5%に満たしただけで大きな進歩だと僕は思っているのですよ。ここから結果が出る。どんどん50%、100%目指していただくために、僕自身PRに重きを置いて提案していきたいと思っております。では、ここにに関しては質問は以上です。

続いての質問に移らせていただきます。項目 教育。件名 美深町の教育現場の状況は。1、令和6年度の教育行政執行方針にて「いじめや不登校の対応については、積極的な認知と組織的な対応、不登校児童については組織的・計画的な支援に努める」という文言が記述されているが、この件についての教育委員会が果たしている役割を具体的に伺う。いじめや不登校と認知されていることは即座に行政と関係者間で共有されているのか。その時に行政はどのような対応をするのか。教育現場ではいじめや不登校が起こらないように未然防止策はどのような取り組みが行われているのか。不登校児に対してのアプローチとしてフリースクール等関係機関との連携は具体的にはどのような取り組みが行われているのかどうか。2、北海道教育委員会からスクールカウンセラー派遣が行われているようだが、短い期間であれば生徒との信頼関係も構築するには難易度が高いと思われる所以、いじめや不登校の早期発見及び解決のために常時配置することは一考できないか。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 美深町の教育、いじめや不登校の対応についてご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。1点目のいじめや不登校と認知されていることは、即座に行政と関係者間で共有されているか。その時に行政はどのような対応しているかのご質問にまず答弁いたします。いじめ・不登校については対応ですが、国は平成25年いじめ防止対策推進法を制定し、同年いじめ防止等のために基本的な方針を策定しております。北海道は平成26年北海道いじめ防止等に関する条例を施行し、美深町は平成28年に美深町いじめ防止基本方針を策定し、各学校においても同じく基本方針を策定しております。このようにいじめの未然防止、早期発見、早期解消等に努めている状況でございます。いじめの把握については、毎年、春と秋の2回、いじめ把握のためのアンケート調査を全児童・生徒に実施し、児童・生徒が嫌な思いをしていると回答があったものをいじめと幅広

く積極的に認知して早期の解決に向けて対応しております。調査の結果については、学校から報告を受け、情報共有を図っており、アンケート以外にも日常の学校生活において児童・生徒の気になる言動や行動があれば学校内で情報を共有し、当該児童・生徒の聞き取りや内容によっては、保護者と連携して対応しているところでございます。また本町におけるいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、重大な事案が発生した場合は美深町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等対策組織及び調査組織を置くこととしており、これについては美深町青少年問題協議会がこの組織に位置付けられております。その他、町長が主催する美深町総合教育会議においても美深町のいじめや不登校の現状について報告しております。不登校児童・生徒の対応は、欠席が続く児童・生徒に対しては家庭訪問等を行い、登校できる環境づくりに向け対応を行っております。

次に、2点目の教育現場ではいじめや不登校が起こらないよう未然防止対策はどのような取り組みが行われているのかについてでございます。未然防止対策の1つとして、児童・生徒に対し学校生活における意欲や満足度及び学校集団の状況を測定することができるQ-Uテストを行い、児童・生徒の心の状態の把握に努めるなか、不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見や、嫌な思いから重大ないじめ事案に発生、いじめの深刻化にならないよう、予防対策に学校と連携して努めております。また北海道教育委員会の協力を得てスクールカウンセラーを各小中学校へ定期的に配置するなど、子どもたちの心のケアに配慮する取り組みも行っております。

次に3点目の不登校に対してアプローチとしてフリースクール等関係機関との連携は具体的にどのようにして取り組みが行われているかという部分でございます。不登校の児童・生徒がストレスを感じることなく、安心して登校できるよう別学級でも授業を受けることができる体制をつくり、学びの保障に配慮しながら安心できる環境づくりに努めております。また学校、保護者、スクールカウンセラー等関係機関の繋がりを大切にしながら丁寧な対応に努めているところでございます。

スクールカウンセラーの常時配置についてでございます。現在、北海道教育委員会の協力を得て平成30年から継続してスクールカウンセラーを先ほど言ったように各小中学校に定期的に派遣しております。スクールカウンセラーについては、面談を通じて、児童・生徒の心のケアを行っているところです。今のところスクールカウンセラーを小中学校に常時配置する考えは持っておりません。児童・生徒、保護者、学校から求められる対応について丁寧に進めていくような所存でございます。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 美深町いじめ防止基本方針に基づいて様々ないじめ早期発見のた

めのアンケート調査であったりとか、年2回そういうものが定期的に行われていることと聞いて非常に安堵しましたが、もう少し細かいところで教育現場で先ほど生徒の気になる言動であったりとか、そういうものを共有すると、そういうものはもちろん大切ではあるのですけれども、当然と言えば当然ですよね。それ以外にも、例えば子どもの集まる場所に常に先生が子どもだけにしないとか、そういうような本当に細かいところでは一般質問にそぐわないかも知れないですけれども、非常に大事なことなのでお聞きするのですが、そういう風に当然のことではなく、町立小中学校独自のいじめ防止策というものがあったりするのですかね。本当にこの場で話す話かもわからないですけれども、僕自身中学時代にいじめを受けていた時があって、やはり教室に休み時間であったりとか、教員が仕事をしに職員室に戻られますよね。その中でやはり物凄く恐怖心が煽られるというか、そういう風にいじめられている子どもの視点に立った取り組みであったりとか、そういった細かいところまでお聞きしたくて、もちろん先ほど言っていた共有するというのは大事ではあるのですけれども、そこら辺までは非わかるところがあれば、工夫されているところが聞きたいです。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） まず学校の状況については、この報告だけではなくて月に1回、校長教頭会を開く中で、このいじめだとか不登校の部分には相当詳しくご説明を受けております。当然その報告しなければならない部分は教育委員会会議で報告しております。それとそれ以上の細かい部分なのですけれども、実は学校ではこのいじめの認知したあと、当然聞き取り対応、保護者とという部分も含めやるのですけれども、ただその後は直接子どもに聞くだけではなくて、先ほどいいた休みだとか子どもたちが集まる中、近くにいくとまた先生がいるということは認知できますので、遠くから見守ったり色々なことをしながらその追跡の状況を置くだけではなくて、実際、今木下議員が言っているようなことは学校現場では本当に頑張ってやっていただいているということが現状でございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 非常に美深町の子どもたちの未来を守るために尽力されているのが伝わって嬉しい答弁ではあるのですけれども、あるのですけれどもというか、凄く非常に嬉しい安心できるような内容でした。その中で、主に町立学校の役割についてお話ししていると思うのですが、美深町いじめ防止基本方針の第2章に教育委員会の役割も示されていますよね。その中で定期的ないじめの防止取り組みの調査、こちら必要な措置を講じるというのが記述されているのですが、これは今の答弁で話されていたところには、また別の話ですよね。恐らく今の答弁にはなかったのかなと思うのですよ。被っていたら申し訳

ないですけれども。教育委員会が行っているこの定期的ないじめ防止取り組みの調査、ここについてどれだけの頻度があつて実績があるのかお伺いします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今、教育委員会の関わりという部分ですよね。当然学校でやっている部分については、報告を受けて教育委員会で関わって全て関わっております。だからわかっているのであって、それとそれ以外にもいじめと先ほど不登校の話も出ていた、不登校や何かでさらに関係機関と連携を図らなければならない部分があります。それについては教育委員会の方で当然そちらの方に連絡とったり対応を両者で検討したり、集まつたりしたりそういうことは当然教育委員会としては1番所管する部分ですから、やっております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） スクールカウンセラーについてお聞きします。各小中学校の要望に応じた派遣とありますが、こちら実際どの程度、具体的な数値はわからないのかもしれません。ある程度アバウトにどの年、数回だったりだと、どの程度派遣されているのか、そして仕事内容として、ただ来ているだけで終わっているとかそういったことはないですね。ある程度決められた仕事があって、面談とともに行われているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 例えば、スクールカウンセラーでいきますと、教師だとか保護者だとか色々な部分があるのですけれども、昨年の実績でいくと80回ぐらい、これぐらいの話し合いがされています。ということで、実績はそれぐらいです。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 話し合いというのは、派遣された回数という理解でよろしいですか。この話し合いはカウンセラーが誰との話し合いの話なのですか。生徒という話ですかね。そこら辺もう少し詳しくお伺いします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 定期的な巡回としましては、年間6回、定期的に2カ月に1回程度、その他必要となれば学校の連絡でスクールカウンセラーと協議するということで、それが先ほどいったように年そのぐらいの回数になっているということとして、それについては必要なところを当然子どもとも必要だし、保護者とも必要だし、教員とも必要な部分だとか、それはそれなりに個別にスクールカウンセラーの方がここでカウンセラーをやっているというか、相談を受けて対応しているということでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 年6回、2カ月に1回、話し合いの上では80回と、こちらスクールカウンセラーの方がかなり重宝されていて頼りにしているところであるという数値と理解しました。その中で、やはりスクールカウンセラーという職業は子どもだけではなく保護者、ひいては教員のメンタルケアというものも役割になってくるかと思うのですけれども、これだけ重宝されている数字なので、やはり常駐案を一考してもいいのではないかという風に思ったのですけれども、その普通に考えてやはり大人であっても年6回来る方に何か悩みがあって、相談しようという風にはなかなかならないのかなという風に思うのですよね。もちろん実態を知った上で話しているわけではないので、ただ一般論として恐らくこれ共有できると思うのですよね。そんな全く年6回来る人間に自分の本当に心の内を話すというのは勇気がいると思います。ましてや子どもであればね。その中で職員、学生、保護者の方々と本当に信頼関係を結ぶ上では、やはり常駐案というのが、もちろん現実的に厳しいのかもわからないです。ただそれをできた方が理想だという考え方の下、動いた方がいいのではないかという風に思って、改めてこの考えはどうですかね。一考する余地はあると思うのですけれども。美深町の子どもたちを守るため、美深町の教育面においてスクールカウンセラーというのは必須なのではないのかなと。常駐が必須なのではないのかなと思います。どうでしょうかね。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほどいった6回というのは、ちょっと私言い忘れたかもしれない。定期的には6回ということで、その他は教員の相談窓口というものがありまして當時何かあればスクールカウンセラーに相談して、この相談の件数には入っていると思うのですけれども、この6回に入っていないかもしれないのですけれども、学校側に、近くにいらっしゃいますので、学校側に来たり何かしながら年80回程度はご相談しているということで、そうした中で要は答弁でも申したのですけれども、重大に繋がる可能性がある事案だとか、それだけでは巡回だとか相談だとか、それぐらいでは解決しない案件や何かがあれば当然定期的な常駐というのも考えられますけれども、今のところ状況的にはほぼ解決している問題ですから、今の段階では常駐の必要は考えておりません。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 相談回数ということで、何かあってからの対応だと思うので、これ教育委員会の役割として、いじめ防止、美深いじめ防止基本方針、教育委員会の役割で早期の発見のために動くと、必要な措置を講じるとあるので、これ早期発見のためにスクールカウンセラーというのは必要な措置ではないのかなと。常駐するのは必要な措置ではな

いのかな。もちろん、難しいのはわかります。わかりますが、早期発見のためには常に居た方がいいですよね。そこだけで物事が決まらないのは理解できるのですけれども、居た方が教育面でいじめだったりだとか、メンタルケアの役割、その1点ですよ。その1点だけ考えれば常駐していた方が僕は良いと思うのですよね。色々な要素を加味して常駐は必要ないという風におっしゃっているだけで、本当にいじめの早期発見であったりだとか、そういうたメンタルケアの面で言えば居た方がいいので、その考え方を捨ててほしくないなという風に最後にお聞きします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今、相談している部分については、早期発見も含めて当然やっているのであって、いじめの調査なのですけれども、これについては嫌な思いをしたことがあると、その段階からスクールカウンセラーにも相談しているので、その辺は私の認識としては、相当早期の段階で対応しているし、北海道が任命しているスクールカウンセラーも当然相当な回数で相談を受けてお答えいただいたり、ご教授いただいたりしていただきたりしていることということで、私は理解しているので、先ほどいったようにその早期の発見でもちょっと危険かなという部分については、先ほどいったようにそういう場合は今後危険だなという場合には当然定期的に常駐するということも考えていかなければならぬなということです。いずれにしろ、子どもたちのケアにはスクールカウンセラーが相当な役割、頻度を持って対応していただいて、教員の方も相当な連携をとっているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 現状も早期に発見できているというようなお話で、ただより子どもたちのために、今でも早期発見ができている状態、それを加速させて早期発見するために常駐してもらうという考え方がある、今答弁の中でちらっとないわけではない。一応は。なので、ないという風に言い切っていいのかな。そういう風に言っていないですよね。とりあえずスクールカウンセラー、子どもたちのために何かあって早い段階でスクールカウンセラーに相談するのではなく、その直接的にスクールカウンセラーが見つけるような状況があった方が僕は良いと思っているので、比べたらやっぱり居た方がいいですね。どうしても納得できないのですよね。そこは今でも早期発見できているよというお話をされているだけであって、常駐したらもっと早期に発見できるので、早ければ早いほど良いですね。常駐したら早期発見できないというわけではないですね。居た方が、常駐した方がいじめに対応できる早期発見できる、ここ流れ加速しますよね。なので捨ててほしくないなというような意見です。これ最後にお聞きします。これ僕の思い伝わりました。

○議長（南 和博君） 先ほどの答弁と同じだと思うのだけれども。

杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 同じように繰り返すことになると思うのですけれども、相当な早期発見で、いじめ調査以外でも見ているのですから、その段階で相談して必要とあれば定期的に常駐するということは考えているということで、何もない段階から常駐して毎日子どもたちと話しているスクールカウンセラー、そこを何かあるんじゃないかと。そこまでを想定はしていません。ということでございます。

○議長（南 和博君） 木下君に申し上げますけれども、一般質問ですから自分の考えを押し通して結論を求めるというものではありませんので、その辺注意して発言してください。

1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 全く納得していないのですけれど、お考えとしては理解いたしました。とりあえず9割方、美深町の教育、子どもたちのいじめに対する関わり方、非常に安心できるもので、質問して良かったなと思いました。そしてこれを聞いてくださる町民の方々も安堵するそのような流れだったと、やり取りだったなと思います。これで僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で1番 木下君の一般質問を終わります。

次、2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。今回の項目については、社会福祉。件名 国民健康保険の広域化の推進についてというものでございます。これにつきましては11月15日の日に第6回議員の全員協議会がございまして、国保税の統一保険料率に向けた資産割の廃止についてということで長側からご説明をいただいております。本日もこの後提案される見込みの条例の審議も出てくるとは思うのですが、単に国保税の資産割の廃止に留まらない大切な節目になるかと感じたところでございますし、町民の皆様のご理解を深める必要を感じまして私も理解を深めていきたいということで質問をさせていただきます。質問の要旨を述べます。国民健康保険は自営業者や退職者、非正規労働者などの町民の皆様が加入して保険税と公費により支えあう制度であり、安定的な財政運営を目的に平成30年度から都道府県を単位とする広域化が進められております。令和6年3月に改訂されました北海道国民健康保険運営方針では令和12年からの保険料水準の統一を目指すとされております。本町では今年の4月から8月の平均で596世帯、934人の被保険者が加入されておりまして、保険税賦課方式のうち資産割の廃止が今定例会に提案される見込みでありますが、広域化の今後の推進について伺うもの

でございます。3つの柱で伺っていきたいと思います。1つ目の柱ですが、国民健康保険税のあり方についてでございます。先ほど申し上げました北海道の方針では全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう保険料水準の統一を目指すとされております。本町は資産割の廃止による4方式から3つの方式への変更、そして残る所得割、均等割、平等割については現在のところそれぞれ増額が必要と見込まれているところでございます。その上で2つに分けておりますが、まず（1）としまして、資産割の廃止についてでございます。条例改正がされますと、令和7年度から廃止して、これに伴う不足分ですね。これを国民健康保険事業財政調整基金、基金があるのですがそちらから令和7年度と8年度合わせて2千万円余りを取り崩して補填を開始し、令和9年度以降については他の3方式の税率改正も併せて対応するのだと考えております。廃止時期の設定と補填方法について改めて伺いたいと思います。それから（2）としまして、残る所得割、均等割、平等割についてですが、資産割の廃止と全道の統一保険料と同率とするために令和9、10、11、12と4年間で税率を段階的に改正し、令和6年度との比較ですが12年度までに所得割で3.35%の増、均等割これは被保険者1人あたりですけれども、6,141円の増、それから平等割これは1世帯あたりですけれども、8,485円の増が必要との試算もございます。いずれもこれは40歳から64歳で減免の対象でない場合の金額でございます。40から64歳は介護保険の分も含むものですから、高い事例となっていることは申し上げておきたいと思いますけれども、そういう状況で試算もあるということです。それを踏まえまして、①から③ということで①としまして、今申し上げました金額ですとか税率は段階的な検討と改正を行うとされておりまして、十分な議論が今後必要になるのですけれども、令和12年度以降も12年度から統一するということですが、令和12年度以降も基金残の活用などによって経過措置を延長して増額幅を緩和、上げ幅を緩やかにすることができないのかお伺いをします。それから②としまして保険料水準の統一、全道で統一された場合、市町村ごとの医療費格差、現在もあると思うのですが、それと収納率ですね。いくらぐらい収納収まっていただくかという格差もあるのですけれども、そういったことも考慮されるべきと考えますが、どう整理されるのかということです。国が保険料水準統一加速化プランという大元のプランを持っているのですが、その中で国が例示しております激変緩和の財政支援など十分な対策が講じられるのかどうかお伺いします。それから③としまして国保の広域化というのは私も必要であると思います。そうであるものの医療提供体制ですね。病院ですか、クリニックですか、歯医者さん、そういった地域格差はあると思います。そういった地域格差も考慮されるべきと考えますが、北海道の方針にはそういったことは書かれておりません。言及がありません。

保険料は全道どこに住んでも同じにとされておりますが、保険料あって医療はないよというようなことにならないよう地域の実情と公平性について北海道知事と市町村長の議論がさらに進められるべきと考えますがいかがでしょうか。次の2つ目の柱です。医療費適正化対策と保健予防事業の在り方についてでございます。特定健診の実施をはじめとする医療費適正化の取組について広域化により手薄になるようなことはないでしょうか。これまで各市町村で行われてきた取り組みの違いはどう整理をされて取り組みに対する財政支援などは継続されるのかお伺いをしたいと思います。それから③最後ですけれども、今後の進め方についてでございます。これまでも国保の広域化に係る周知はどのような状況であったでしょうか。また資産割の廃止をはじめとして今後町民の理解を深めるための取り組みはどのように進めていくのか伺うものでございます。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から国民健康保険の広域化の推進について大きく3項目にわたってご質問をいただいたわけでございます。1つ目の国保税のあり方を問うご質問の中で、資産割の廃止の件でございますが、国民健康保険は加入者の皆様が安心して医療を受けられるように国民健康保険税や国からの交付金をもとに運営されておりますが、医療の高度化や加入者の高齢化によって医療費が増加し全国的に大変運営が厳しい状況が見られております。そのような中ご質問にもございましたが、北海道国民健康保険運営方針において加入者負担の公平化を基本とした令和12年度の北海道統一保険料による方針が示されたところでございます。この北海道統一保険料率については、固定資産税が算定基礎となることへの二重の負担感があることや、他の保険にはない国民健康保険固有の賦課方式であるため、不公平感があるなどの理由から資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割による、3方式で算定されることになります。このことについては議案第38号で税率改正の条例を提案ご説明申し上げますので、その中で具体的にはご審議いただければと思っています。次に、（2）の①、次に賦課総額の按分について資産割を廃止することに伴う基金の活用についてのご質問でございますが、税率については市町村が独自に統一保険料と異なる税率を定めることは、想定されていないと伺っております。この件に関しましても議案第38号の中でご審議いただければと思っております。続いて②の部分でございます。次に保険料水準の統一後の医療費格差や収納格差の支援についてのご質問でありますが、まず市町村ごとの医療費の格差につきまして、本町においては令和4年度の実績にはなりますが、1人あたりの医療費が高い順位から全道157市町村中100位と全道平均からも低いところに位置しております。全道の医療費を賄うために平成30年度から納付

金の制度が新設され、必要な納付金を市町村に配分されてきましたが、令和6年度からは納付金の算定に医療費水準が反映されない仕組みに移行されております。しかし6年度から8年度においては激変緩和の措置として経過措置が設けられており、特別調整交付金として財政支援を受けているところでございます。また収納率の格差や財政支援についてですが、本町においては令和4年度実績で、収納率は全道157市町村中49位、収納率98.9%と全道平均から見ても高いところに位置しております。現在収納率に対する財政支援につきましては、市町村が支払う納付金の中で過去3年間の収納率を加味して算定されており、令和12年度以降についても収納率の状況で納付金額から差し引かれる予定となっております。今後の情勢を注視して参りたいと考えているところでございます。次、(2)の③の部分です。次に広域化と同時に医療提供体制の地域格差の考慮についてのご質問ですが、大きな都市については、病院が近くにあることや充実した医療体制が確立されており、地域によっては満足した医療を受けることが難しい場合もあるなど医療を受けられる環境においては地域格差が生じている状況も見られます。保険料水準の統一は市町村単位から北海道単位とすることにより変動を抑制し国保財政の運営を安定化させる目的がありますが、医療提供体制の地域格差については今後加入者負担の公平化と同時進行で議論が進んでいくものと認識しているところでございます。続いて大きな2番。医療適正化の取り組みにおける広域化後の体制や財政支援の状況についてのご質問ですが、これまで各市町村で行われてきた医療費適正化、保健予防事業（特定健康診査等）については、今後においても重要な事業として捉えております。北海道内の保健事業の取り組みを維持・強化することにより、全道の医療費の減少に繋がり、さらには統一保険料率の減少に繋がっていくものでありますので、被保険者の方々に対して健康の維持、重症化予防に向けた特定健診などの事業を行う中で医療費の抑制に繋げていく事が今後においても重要であると認識しております。保健事業においては、これまで特別調整交付金により財政支援を受けております。令和12年度以降においては、北海道として基準となる保健事業（特定健診項目メニューの設定など）、市町村が独自に実施する保健事業に分かれる制度となり、北海道の基準となる保健事業を実施した場合は財政支援を受け、市町村独自事業については一般財源や基金を活用した取り組みに変わっていきますが、現在その詳細は検討されているところであり、今後の制度設計を注視して参りたいと考えているところでございます。大きな3つ目の広域化に係る周知の状況や今後の理解に向けた取り組みについてのご質問ですが、統一保険料率に向けた取り組みについては、これまで被保険者などで構成する国民健康保険運営協議会において資産割を廃止する理由や、統一保険料率に向けた考え方や税率設定などについて検討・協議を重ね令和6年11月6日に開催された令和6年

度第3回国民健康保険運営協議会において統一保険料率に向けた方針についてまとめてきているところでございます。本定例会において令和7年度において資産割を廃止する条例改正の提案をさせていただきますが、議決いただいた際には美深町の広報びふか、ホームページ、情報端末等においてお知らせをし、さらには町民からの問い合わせなどについても丁寧に対応して参りたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁をいただきました。少し再質問する内容も減っているような気がしております。良かったと思います。まずは順追って確認といいますか、再質問についてはさせていただきたいと思います。まずは（1）の資産割の廃止についてということで、詳細は条例の審議ということもちろんあると思うのですが、基本的な考え方について確認をしておきたいということもございましてお聞きいたします。まずは資産割の廃止については、道の私も国保の運営方針ということで見て来たのですけれども、道の方針では8年度までに廃止するというような全体的な方針でございます。これがそれを踏まえてお聞きするわけですが、2つお聞きします。1つは資産割というのは現在4方式といわれますが、77市町村で取り入れてございます。これが資産割のない市町村は102ということで方針に書いてありました。この77市町村全てで7年度から廃止するのかどうか、わかれれば結構ですけれども教えていただきたいと思います。それから2つ目としまして、私も町からいただいた資料で見ますと、国保税今年度総額で1億4,400万ということで、その内資産割が9%を占めると。1,211万4千円あまりということなのですが、先ほども申し上げましたが、仮に7でなくて8年度から廃止というような場合に7年度と8年度基金を充てて1千万あまりずつ基金を充てているということなのですが、8年度からにしたらその1千万円が取り崩さなくていいのではないかと思う面がございます。ただし資産割をもう1年いただかなければならないということはあるのですけれども、基金は1千万円、伸ばすと使わなくていいのではないかと思ったことと、他の3方式がやはり負担が増えていくわけですね。その後令和9年度からなるのでしょうかけれども、その負担増が出てくるので、その説明の機会も1年できるのではないかと思ったりもします。そういうことも考えつつ本町が2つ目は7年度から廃止する理由、特にあれば教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 実は昨年、私が町長に就任して間もなく北海道の保健福祉部の国保担当局長ら担当が来町されました。そして端的にいうと美深町資産割が進んでいないというようなことでご指摘を受けて、統一保険料に向けて資産割の廃止に向け早急に対応し

なさいよと、してほしいというような内容のご指導が実際ございました。それらを受けて6年度において先ほど77という数字、私承知していないのですけれども、平成6年度において北海道内で179市町村中、実は資産割が残っているというまちは美深町を含めて41自治体、41市町村ということで、これらの団体については令和8年度までに廃止に向けた取り組みを進めていくことになるのかなという風に思っております。資産割を廃止する時期につきましては、それぞれの市町村の基金の保有状況ですとか、財政的な観点から資産割を廃止するための手法が異なるため、7年度に廃止する、8年度に廃止するという部分はそれぞれの自治体の判断なのかなと思っております。この間、本年度についても3回の固定資産の運営協議会を開催する中で色々ご審議いただきながら本町においては令和7年度から単年度で廃止する。これは美深町の基金の保有状況等からも判断して7年度の単年度で廃止するというような方針でご理解をいただいたわけでございます。そして令和12年度の統一保険料率に向けて資産割以外の3方式について緩やかに調整していくという期間を設けたというか、期間を考慮したものとして考えているところでございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、7年度になった経過も少しご答弁をいただきました。少しでも早くという趣旨だと思うのですけれども、私も長側から提供いただいている資料を見ておりますが、町長先ほど資産割を廃止する理由2つおっしゃっていました。全員協議会ではもう1つありました。これ私1番大事なことかなと思うのですが、年金生活や低所得者、これは土地や資産、家屋があればかかるということなので、負担が重いという理由も1つあったかと思います。それから資料から資産割を乱暴ですが世帯数で割ると1世帯あたり4万3千円あまりご負担があるという状況です。それから299世帯、令和6年度の当初でいうと賦課資産割がかかって全体の45%にかかっている。その299の内199世帯数えましたが、7割が所得200万円以下の世帯ということでしたので、やむを得ないと考え、廃止をすることがやむを得ないと言いますか、必要とも考えることができるかなと思ったところでございます。また7年度にする考え方についても今経過を説明いただきましたので、時期についてはわかりました。それではどうするかということで補填方法についてなのですけれども、恐らく基金の取り崩しを7、8行って、さらにその分令和9年度以降から他の3方式を値上げしていく対応していくことだと思うのですが、積み上げたこれまで大切な基金、さらには税率の改正ということで負担が増えることがあるのですが、他の財政支援ですか手立て、国からの交付金ですかそういうのではないのかどうかお答えいただければと思います。資産割りの廃止についてですね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 3方式にいる固定資産を所有しない被保険者においても税率を7・8年度と現状維持することにより資産割を廃止した不足する財源を基金で補填することによって、固定資産を所有していない被保険者においても恩恵というのですかね。得られる部分を考慮して7・8ではなく、9年度からそこから考えているということでご説明しているかなと思います。あとですね、先ほど冒頭固定資産を持っている年金生活者が増えていて、これ全員協議会の中でもご説明した部分かなと思っております。このあとまた議案の提案説明の中でご審議いただけることもあると思いますので、事務の取り扱い等々、今後の協議について、実は私国保の運営協議会には出席しているのですけれども、あと国保の担当者、あと道なり、道振興局、道とのそういう関係機関団体との協議は所管課の方で対応されておりますので、そのことについては私議論に協議に入っていないので、ちょっとお答え、それ以上することはし兼ねるのかなという風な部分もご理解いただければなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 補填の方法については詳しくはということでよろしいですかね。今、町長としては他の手段があるかないかはちょっと難しいということでしょうか。

○議長（南 和博君） 答弁もらう。もう1回、もう1回、質問して。2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません、もう1度いいますと、資産割を廃止することに対して補填をしなければならないのですが、その方法が基金からかうちは基金ですね。保険料他の率を上げると、それ以外に国からの財政支援、道からの支援そういったものがないということでおよろしいかどうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基金以外の財政補填がないかという点について、ちょっと私誤った答弁してはいけないので、担当課の方から答弁させます。

○議長（南 和博君） 桜木課長。

○住民生活課長（桜木健一君） ご答弁申し上げます。ご質問のこの資産割を廃止した財源ですね。これにつきましては、全員協議会の時もお話したとは思いますが、現在持っている基金、これで補填していくというのがまず第一です。それ以外に財源があるとしたら税ですね。になっていきますので、現在のところは基金ということになっております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。もちろん国や道からのそういった支援的なものがあるのであれば、もちろん是非その辺の活用はお願いしたいなと思います。それでは資産

割については、そういったことで考え方なり仕組みをお伺いをしました。次に、(2)の方になります。所得割、均等割、平等割これについては今後ということにはなるのですが、考え方はある程度示されているのだと思いますので質問させていただきたいと思います。これについても質問したのですが、これは道全体の方針として12年度までに統一したいということだと思うのですけれども、かなりこれには先ほども申し上げました所得割3.35%といってちょっとザツという計算になってしまふかもしれませんけれども、100万円の所得があれば3万3,500円増加であったり、200万あれば6万7千円というような負担増。試算の段階ですけれども、あるいは均等割、平等割についても増加が見込まれるのですけれども、町からいただいた資料の中でも所得が200万円以下の世帯が83.5%と、数えましたら618世帯のうち516がそういった状況だと。しかも無職あるいは退職者の方、非正規の方というのが多く加入されている国保だと思います。12年度まで4回の改正でその引き上げを行っていくということでちょっと質問を冒頭もしたのですけれども、やはりもう少し、そういった厳しい状況の中で回数を増やせないのかどうか、他の県を見ますと12年度絶対やると決まっているものでもないように思います。道としては決めたのでしょうかけれども、その辺は草野町長としてはどうお考えになりますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 12年度まで、さらに9年、10年、11年、12年、4年という意味ですよね。これはどうお考えというか3回国民健康保険運営協議会の中でご説明してご理解というかご了解いただいたものでございます。7年度で資産割廃止によってその部分は基金で補填するということで、資産を持っている方に対する部分については、助かるといったらあれですけれども、補填することになりますと8年度で3方式を現状維持し、基金より補填することで資産を持っていない方にも、その被保険者に対する配慮的なことに繋がっていくのかなと思っております。9年度から12年度の4年間で北海道の統一保険料率に向けて調整していく期間、4年間しか見ていないのかという見解もあるのかもしれませんけれども、4年間で調整していくんだというような方針でご説明申し上げているのかなという風に思っています。12年度の統一保険料率については、まだこれから北海道全体の医療費や課税標準となる被保険者の所得総額によって増減します。本町においても今ご質問ありましたけれども、その年その年の所得や課税標準というのですかね、そういったものによって変わってくると思っております。所得総額によって増減があるため、今後の状況を見ながら税率の調整を行う必要があると思いますが、急激なるべく急激な変動がないように4年間をかけて調整していくというような考え方ということで

ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 少し付け加えさせていただくのですが、町の見込みでは本年度末で基金というのは1億3千万あるということで、1億3,900万の見込みですけれども、それがこの12年度まで色々な経過措置で使っても、5,600万円ほど残を見込んだ推定がございます。そういうって考えますとその5千万円余りをもうちょっと使って緩やかにできないかということなのですが、ちょっとその辺はもう1回だけ町長いかがでしょうか。伸ばしてしまうということにはならないかどうかと。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） あくまでも12年度以降もし道で一斉に統一保険料になった場合は統一ですから。それを町が納付してやることにはならない。全道の統一保険料率で3方式で負担していただくという形になってございますので、この残された5千万の基金、5千万もというか、5千万しかないというか、これについては独自の今度は保健事業というのですかね。さっきいった健康保険事業の財源にストックというか財源のために充てて資金として持っていないと、これを全部11年度までに使ってしまうと、その後また町でさらなる負担、更なる財源を作らなくてはならないということになりますので、それらを加味して今の段階の計画で、またちょっと数字が動くと思うのですけれども、それらを基金を12年度5,600万ほど今の段階では残してあるというようなそういったことから全部充てないで、今後の健康保険事業等に充当していく資金がなくなってしまうので、この分を残すということで、これらも含めて運営業議会の中でご理解いただいたところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと今のご答弁は理解したいと思います。本当は統一保険税が統一されるのは基金必要ないのではないか。上に上納された時点で調整してくれればいいのではないかなと思ったりもしたところなのですよね。それは今良いとして、あとで保健事業についてもちょっと絡みが出てきますが、それではわかりました。残しておきたいと、おく必要があるというご答弁だったと思います。続きまして②の方になっていくと思うのですけれども、医療費については、これは低い方になっているなということもあります、それも本当はちょっと引っかかるところではあるのですが、まず経過措置もあるようにお伺いしていますが、まずもう1つ収納率の格差というのも私見ていて思ったのですけれども、道の方針ですね。令和3年度の北海道全体で令和3年度収納率最高の市町村で100%です。最低は92.02%。全道平均は95.96%。令和3年度ですね。市町村

の市は95.18%、町村は97.83%、美深町は99.09%、令和3年度ですけれども。道の方針には収納率の実体を踏まえて被保険者数の規模に応じた収納率目標を設定することで、5千人未満の市町村、97.6、ちょっと飛ばしますが2万人以上は94.91と、94.9%と低くなっています。対策を行ってなお残る収納率の差は全道で公平化するというようなちょっと理解できなかったのですが、要するに基本的なことをいいますと収納率高いと保険税は低くて良いと思います。収納率低いと税を上げないとならないと思うのですが、そういった統一性というのでしょうかね。収納率の差があることについて、その上で統一保険料にしていくということは、なかなか公平を作ることが難しいのではないかと思いますが、町長この収納率についてはどんなお考えありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私は4年度実績で先ほど、収納率98.9%と全道の高いところに位置しているということで、その収納率高い低いどうなのだということかと思うのですけれども、これらも北海道の方で調整されるのかなという風にしか今の段階では答弁できないのかなということで、よろしいでしょうか。

○2番（望月清貴君） 道のことについては。

○町長（草野孝治君） はい。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 本当はそういった差についても高い市町村に、収納率高い市町村に何かインセンティブみたいなものがないのかどうか思ったりもするわけですね。そうなると低くてもいいようなそうなってはいけないのですけれども、それと大事なことを1つ確認したいのですが、統一保険料になる際に保険税になるのか、保険料になるのかということです。この辺ご存知であればお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深町は国民健康保険税方式でご負担されておりますけれども、保険料方式と保険税方式が現状ありますけれども、条例や税の運用方法がそれ違うので、それぞれの自治体で保険税で選定している部分はそのまま保険税ということで、北海道で統一する考えはないということで、今のところ伺っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと私も北海道の方針を見てちょっと探せなかった、書いていなかつたものですから、ただ保険税時効が保険税は5年です。料は2年ですね。さらに差し押さえも保険料は税金の次になってしまいます。遡及賦課も保険税は3年、保険料は2年だと思います。要するに保険税の方が厳しいことだと思います。現在、保険税方式が

158と道の方針では出ておりました。保険料方式は21市町村です。これは非常に大事だと思いますので、どちらかということは私はどちらでもやむを得ないと思うのですが、統一はした方がいいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 北海道が統一しないというところに統一しれとは中々言い難いのかなという風に思いますけれども、それらどうなのですかね。その差、実際それらによつて先ほど言いましたけれども、収納率悪いところが同じような保険適用されるということがいかがなものかということかなと思うのですけれども、あくまでもこれはうちで決められる話ではないのかなという部分も思いますので、北海道の統一しないというような方針ですけれども、その行方を注視するしかないかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ただ、今全体的な流れとして町長も流れを見るということだったのですが、これについては担当者なり県によっては市町村長が意見を言ってつくっていっていると思いますので、その辺は必要なことがあれば意見を反映させていただきたいと思うところでございます。そんなことで全体的にそういう面がちょっと感じたところですので、よろしくお願ひしたいと思います。言うなれば、ではうちは料にするかというようなこともないわけではないのですけれども、そうは少し余談ですけれどもそういったこともあると思いますので、ちょっと広域といえども条例はきっと独自になってくると思いますので、検討お願ひしたいと思います。それから③の部分ですね。これもちょっと理想的なことになってしまふのでしょうかけれども、ただそういったことを捨てるわけにいかないと思ってお聞きしました。これについては町長も大きな町との差があるということで同時進行で進めるのだということです。これも他の県で見ますと知事と市町村長が一緒になって色々な意見があつて運営方針という中に、保険あって医療なしとならないようにという記載がされているような県も見つけました。やはりこれは知事と市町村長が集まる機会というのが国保ではなかったでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 国保の部分ではないと承知しております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これについてもやはり医療費、保険税を納める立場とすれば保険料は同じなのだけれども医療の格差、交通費もあるでしょうし、本当に近場にあるのとのでは大分違うと思いますので、是非すぐに同じに保険料と一緒に同じにするわけにもいかないですが、そういったことも是非意見としてとりあえず私の意見になつてしまうと

思うのですが、ご留意いただけないかなと思うところでございます。それと2番に進みたいと思います。2番の柱ですけれども、町長も保健予防対策については今後も重要な事業だという認識だという答弁をいただきました。本町においては、特定健診項目先ほどもございました。ただ道の基準で行うと、それ以外は一般的な会計なり基金で対応するというところが良いような、ちょっと不満というか思います。本町では特定健診の項目を国の基準より充実して行っていると思います。さらに20歳から39歳の基本健診の実施をしております。これはやっている市町村も少ないと思うのですが、それも今年無償化をしていくというような町長の政策で、そういったことに進めているところです。兎角直接町民の皆さんの健康に良いことだということをまず1つあるのですが、2つ目の付随する点として医療費を抑制して保険料も抑えるというようなことがあると思うのですが、保険料が全道統一になったことによって何かそういう努力が続くのだろうかと。続けられるのかどうか。さっきのお金の問題もそうですけれども、弱くなってしまうことはないのかどうかということも少し感じるのですが、そういったことは町民の健康の保持という形で大事にしていただくということで、改めて草野町長に確認をしたいのですがいかがでしょうか。ましてや統一になったからやめるとかそういうことはないということで確認したいのですが、お願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これは本当に町民の国保加入者のみならず健康の維持、重症化予防に向けた部分については最終的には医療費を抑制していくことに繋がっていくのかなと思っております。重要な事項でありますので、引き続きこの事業については継続していくような形で私は認識しているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今後も引き続き努力、努めていただきたいなど、推進に努めていただきたいなと思います。それから今後の進め方についてということですけれども、これについても運営協議会でももちろんご確認をいただいているということ。さらには広報、ホームページ等で周知をしていくということですけれども、私今までそういうのが出ていたんだろうかということで見ましたら評価調書の中には令和12年度の保険料統一に向けた資産割廃止や標準保険料率の導入においては被保険者の公平性を図るため段階的な検討が必要であるというようなことで、きちんと書いてありますが、調書を一般の方はあまり見るというようなことはないと思うのですよね。今年の町政執行方針にもちょっと載っていました。今の基金の動員もそうですし、資産割の廃止だけの問題ではないことが出てくるのだと思います。一応確認という意味だけの質問なのですが、今後その3方

式の改正も出てくるわけですが、これは町の条例でしょうか。北海道の条例でしょうか。
お聞きします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 統一保険料については、道の方で道の条例なりなんなりで決める
と思うのですけれども、うちの国保税についてはうちの国保税の条例で決まっていくもの
だと承知しております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） はい、すみません。改めて確認をさせていただいたのですが、我
がまちの条例だということになると思います。といいますと8年度か、ぐらいになるとみて
私たちの任期の中でそういう改正が始まってくると思うのですが、統一すれば良いと
いうことではなくて思います。先ほど来申し上げました医療費の格差ですとか、収納率の
格差ですとか、そういう不公平感を感じさせないような対策ですとか、あるいは医療提
供体制のこと、それから保健予防の事業については町長のご答弁で確認もできましたので
大丈夫だと思うのですが、これからもそういう内容について町民に周知、説明を引き続
きしていただきたいと思いますし、北海道知事にも必要な意見反映等していただきたいな
と思うわけですが、最後にその辺のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどの医療格差等々の部分、知事にというお話をございました
けれども、北海道の医師の配置等々を考えると医師が多数いる地域と医師過疎の地域が極
端に分かれて厚労省が示す医療偏在指標というのが示されていまして、医師が多い地域は
札幌圏と旭川市を含む上川中央圏域という、道内で位置づけされております。その医師数
そのものが不足している中、道内だけでこの偏在を是正する医師不足、医師確保そういっ
た偏在を是正するのは本当に難しい状況に今なっていることはご承知かと思います。その
辺、知事でなく知事もそうかもしれませんけれども国レベルでやはりそういった部分につ
いては制度設計等が必要ではないかという風に考えているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今後の町民への周知等、先ほど丁寧に説明を対応していきたいと
いうような趣旨ございましたけれども、その辺もう一度ご答弁いただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい、まだ直近では資産割の廃止という部分は、この12年度に
向けたスタートになるのかなと思っております。この後まだ詳細について決まっていない
部分等もございます。冒頭答弁いただいたとおり議決いただいた際には広報、ホームペー

ジ等においてお知らせするとともに町民からの問い合わせ等についても丁寧に対応して参りたいなと思っております。またさらにその進み具合等々によりまして、皆さんに報告を隨時していければよろしいかなと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 望月君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は概ね3時10分、15時10分といたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時10分

◎日程第6 議案第38号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第6 議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度からの北海道統一保険料率による一斉賦課に向けて、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課する応能割の内、資産割額を廃止し、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をもって課税するよう改正するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明いたしますので次のページをお開き下さい。この部分の改正趣旨につきましては、町長が提案説明したとおりでございまして、改正趣旨にも記載のとおりでございます。改正内容を説明しますので、第1項の改正概要というところに目を置いていただきたいと思います。この表をご覧ください。この表は、上から基礎課税額いわゆる医療分といわれるものです。それから2段目が後期高齢者支援金等課税分、それから3段目が介護納付金課税分でそれぞれの税率が令和7年度にどのように変わるかを表してございます。今回の改正は資産割額を廃止して、所得割額、被保険者均等割額、それと世帯別平等割額、その3方式で課税するよう改正致します。令和6年度の医療分の資産割額の税率は41.5

0 %でございます。これを令和 6 年度をもって廃止し、令和 7 年度は課税しないよう改正致します。次の表、後期高齢者支援金等課税分の令和 6 年度の資産割額の税率が 15.00 %でございます。こちらも令和 6 年度をもって廃止し、令和 7 年度は課税しないよう改正いたします。次の表、介護納付金課税分、これの令和 6 年度の資産割額の税率が 9.00 %でございます。こちらも令和 6 年度をもって廃止し、令和 7 年度は課税しないよう改正いたします。この改正案のとおり資産割額を廃止しますと税収が減少し、納付金額が不足するということを想定しております。この想定分につきましては、美深町国民健康保険事業、財政調整基金で補填することといたします。参考までに 11 月末日現在の基金につきましては、約 1 億 5,500 万円弱の基金を保有してございます。令和 8 年度以降の税率についても資産割額を除いた 3 方式で課税いたしますけれども、令和 12 年度からの北海道統一保険料率に徐々に近づくように見直していくまして急激に保険税負担が増えないように調整して参りたいと考えてございます。毎年の課税標準の変動を見ながら税率改正を提案したいと考えてございます。税率の改正につきましては以上でございます。続いて次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。若干改正手法について説明をいたします。下段に第 4 条がございます。この第 4 条は医療分の資産割額を規定した条項でございます。資産割額廃止する改正ですから、この第 4 条自体がいらなくなりますので、通常の改正では第 4 条を削除して第 5 条以降の条を順次繰り上げて参ります。この改正で不要になる条項が 1 つには医療分を規定している第 4 条、2 つ目に後期高齢者支援金分を規定している第 8 条、3 つ目に介護納付金分を規定している第 12 条という 3 つございまして、通常の手法でこの 3 条を削ってそれ以降の条項を順次繰り上げますと広範囲に渡って条ずれが生じますので、これらを引用する例規に多きな影響が生じてしまいます。この対策として、この改正では条ずれが生じないようにするために第 4 条、第 8 条、第 12 条の改正後の条文を削除という風に記して条を残すよう改正いたします。最後に 4 ページの附則をご覧いただきたいと思います。附則第 1 項は施行期日でございます。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項に適用区分としてこの条例による改正後の美深町国民健康保険税条例の規定は令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると規定いたします。以上で、議案第 38 号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 38 号の説明を終了します。

◎日程第 7 議案第 39 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 7 議案第 39 号 ほっとプラザ・スマイルの設置及

び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第39号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。ほっとプラザ・スマイルの浴室使用料は北海道が定める公衆浴場入浴料金の統制額を参考に定めておりましたが、近年の燃料及び物価高騰を理由に統制額が改正されたことから条例に定める浴室使用料を改正するものです。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げて提案説明いたしました。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の5ページをご覧ください。議案第39号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について。ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明いたします。次のページをお開き下さい。この条例の改正趣旨につきましては、只今の町長の提案説明のとおりでございまして、本年10月に改正されました北海道の公衆浴場入浴料金統制額、これを参照しまして浴室使用料について来年4月から引き上げようとするものでございます。改正内容の説明をいたします。北海道公衆浴場入浴料金の統制額の表をご覧いただきたいと思います。それで統制額については、年齢で大人、中人、小人と3つに区分されております。今回改正で引き上げられたのは12歳以上の大人の料金で490円から500円に10円引き上げられております。中人、小人については据え置かれてございます。次に下の表、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。この統制額の改定を踏まえましてスマイルの年齢12歳以上の者の浴室使用料を440円から450円に10円引き上げようとするものであります。450円とする考え方について説明をいたします。これまでの440という料金は統制額の9割を目安として定めて参りました。従いまして今年改定された大人の統制額500円の9割であります450円に改めることが適当だと判断したものであります。6歳から11歳の使用料金140円、それから6歳未満使用料金が無料ということにつきましては、現行どおり据え置くこととしてございます。またここに記載していませんけれども、65歳以上の方については、使用される時間帯によって使用料金が異なっております。1つは65歳以上の方の午前10時から午後3時までの使用料につきましては、これまでどおり無料であること。そして同じく65歳以上の方の午後3時から午後8時までの使用料金については、指定管理者の裁量ですが、200円に減額しております、軽減しております、これについても改定しない方向で協議して参りたいと考えております。

すので、申し添えておきます。最後に附則でございますけれども、施行日を規定しておりますと、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。以上で議案第39号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で議案第39号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第40号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第40号 美深町給水条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第40号 美深町給水条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は水道法ほか、関係法令の改正により水道行政の所管省庁が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へと移管されたこと、並びに水道工事にかかる布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の7ページをご覧いただきたいと思います。議案第40号 美深町給水条例の一部改正について。美深町給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては資料で説明いたします。9ページをお開き下さい。この条例の改正趣旨につきましては、町長の提案説明のとおりでございまして、詳細はこの改正趣旨に記載のとおりでございます。改正内容を説明いたします。1つ目は第1項の水道整備・管理行政の移管でございます。これは、整備法の中で水道法の一部改正がございまして、水道整備それから管理行政を所管する省庁が移管されております。水質または衛生に関する事務に関する権限につきましては、厚生労働大臣から環境大臣に移管されており、水質または衛生に関する事務以外のものに関する権限につきましては、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されておりますので、これに対応する改正を行います。もう1つがこの法律の改正と合わせまして、水道法の施行令、同じく施行規則が改正されまして、この中で定められております資格要件の見直しが行われております。1つは、布設工事監督者、もう1つが水道技術管理者の資格要件でございます。これらの資格の内、資格につきましては水道法において政令で定める資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないという規定に基づきまして本町では美深町給水条例に資格要件を定めておりまして、この資格

要件の内容は政令等に準拠したものになってございます。従いましてこの度の法令改正にあわせまして見直そうとするものでございます。次に何をどう見直すかについて説明いたします。第2項の資格要件の見直しの（1）の布設工事監督者の資格要件の表をご覧ください。この表は改正後の資格要件をまとめたものでございます。11ページから新旧対照表で条文の現行と改正案を比較することができるのですけれども、要件の他に文言整理なども行っておりますので、新旧対照表だと改正内容が読み取りにくいということがございまして、見直し後の資格要件について一覧できるようにまとめてございます。表の構成につきましては、左側の列に分類として学歴や保有資格、履修課程などで区分しております、その右隣には実務経験年数、右の列には改正後の該当条項を記載しております。上から順に説明いたします。まずは1番上の大学卒業で土木工学科またはこれに相当する課程を専攻履修した場合には現行の要件では見え消しで示しておりますけれども、実務経験年数が衛生工学または水道工学という項目とそれ以外を履修したもの、これに細分化しておりましたが、今回の見直しでは、この区分をなくしまして、一律一年6月以上に統一されております。また大学院を専攻した場合につきましては、カッコ書きで表しております、こちらは1年以上となっています。次の行に新と表示しております機械工学科・電気工学科またはこれに相当する課程という項目につきましては、今回の改正で新たに加えられたものでございます。大学卒業の場合は2年以上の実務経験、大学院修了の場合は1年6月以上の実務経験となっております。2段目の短期大学卒業や3段目の高等学校卒業においても同様の項目が追加されておりまして、短期大学卒業等の場合は3年以上の実務経験、高等学校卒業等の場合は4年以上の実務経験となってございます。4段目の水道の工事に関する技術上の実務経験のみの場合、それから5段目の技術士については改正はございません。一番下の1級土木施工管理技士につきましては、今回の改正で新たに加えられたものでございまして、1年6月以上の実務経験が必要とされております。以上が布設工事監督者の資格要件でございます。次に10ページをご覧いただきたいと思います。こちらの表は水道技術管理者の資格要件をまとめております。こちらの表につきましても、布設工事監督者と同じように構成してございます。布設工事監督者の区分と異なる区分につきましては、こちらは大学卒業と大学院修了との区分がないという点でございます。何をどう見直すかについて後々説明して参ります。まずは一番上の見え消しになっております布設工事監督者の資格を有する者につきましては、実務経験を不要としておりましたが、今回の改正でこの資格要件は削られております。従いまして布設工事監督者の資格を有するだけでは水道技術管理者にはなれないということになります。2段目の大学卒業の場合には新たな要件項目として土木工学科もしくは土木科を履修した場合が加えられまして、

実務経験は1年6月以上とされております。3段目の短期大学卒業、4段目の高等学校卒業この場合はこちらも新たな要件項目として土木工学を履修した場合が加えられまして、短期大学卒業等の場合は2年6月以上の実務経験、高等学校卒業等の場合は3年6月以上の実務経験とされています。5段目の水道工事に関する技術上の実務経験のみの場合につきましては、改正はございません。6段目の技術士につきましては、今回新たに加えられた区分でございまして、上水道及び工業用水道を選択した場合で6月以上の実務経験が必要とされました。7段目の1級土木施工管理技士につきましては、今回新たに加えられた区分でございまして、1年6月以上の実務経験が必要とされております。一番下の段につきましては、所管省庁の移管に伴う改正でございます。厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣に移管されたことに対応する改正でございまして、資格要件の改正はございません。最後に附則でございますが、施行期日を規定しております、この条例は令和7年4月1日から施行するとしてございます。以上で、議案第40号の説明とします。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第40号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第41号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第41号 美深町公園指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第41号 美深町公園指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。この指定は現在、美深町環境整備協同組合が指定管理者となっており、この年度末をもって5年間の指定期間が満了となりますので、令和7年度から令和11年度までの5年間引き続き指定管理者による管理・運営を行おうとするものであります。管理者の選定につきましては、公募による募集を行い、申請のあった美深町環境整備協同組合を引き続き指定管理者にしようとするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の14ページをお開き下さい。議案第41号 美深町公園指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深町公園の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設は公募により指定管理者を募っております。公募期間は10月1日から10月31日までこの期間広報びふか10月号ですね。それから町内回覧、防災情報端末機、ホームページで周知して募集をいたしました。これに対して応募がありましたのは1社で今回指定し

ようとする美深町環境整備協同組合でございます。第1項、指定管理者に管理を行わせる施設は4つの公園で美深公園、所在地は美深町字川西道有林美深経営区第1林班内でございます。仁宇布公園、所在地は美深町字仁宇布202番地1、それから菊丘公園、所在地は美深町字敷島332番地4、そして4つ目に恩根内公園、所在地は美深町字恩根内55番地40でございます。第2項の指定管理者となる団体の所在地は美深町字東4条北4丁目7番地、名称は美深町環境整備協同組合。代表者名が理事長山崎晴一さんであります、現在の指定管理者でございます。第3項 指定管理期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものでございます。以上で議案第41号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第41号説明を終了します。

◎日程第10 議案第42号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。この指定は現在、株式会社クリアが指定管理者となっており、この年度末をもって5年間の指定期間が満了となりますので、令和7年度から5年間引き続き指定管理者による管理・運営を行おうとするものでございます。管理者の選定につきましては、公募による募集を行い、申請のあった株式会社クリアを引き続き指定管理者にしようとするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案書の15ページをご覧ください。議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深町体育施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設につきましても公募により指定管理者を募ってございます。公募期間は10月1日から31日で広報びふかの10月号、町内回覧、防災情報端末機、ホームページで周知して募集をいたしました。これに対して応募があったのは1社で今回指定しようとする株式会社クリアでございます。第1項、指定管理者に管理を行わせる施設につきましては、7つの体育施設で美深町民体育館、所在地は美深町字西1条北1丁目4番地、美深町営プール、所在地は美深町字西1条北4丁目4番地、美深町営球場、所在地は美深町西2

条南7丁目64番地、美深町営テニスコート、所在地は美深町字敷島116番地3、美深町運動広場、こちらは所在地は美深町字敷島273番地1、美深町北町ゲートボール場、所在地は美深町字北町14番地2、美深町ゴルフ練習場、所在地は美深町字敷島314番地1の7施設でございます。次に第2項、指定管理者となる団体の所在地ですが、美深町字東2条北1丁目9番地、名称が株式会社クリア。代表者名が代表取締役園部一正さんで、現在の指定管理者でございます。第3項、指定管理期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものでございます。以上で議案第42号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第42号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第43号乃至議案第48号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第43号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第48号 令和6年度美深町下水事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第43号から議案第48号で提出しております一般会計、ほか5会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第43号 令和6年度 美深町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきまして、まず歳出では、令和6年度各種事業の入札減による執行残などの整理の他、新規採用及び人事異動などによる人件費の整理を行うものであります。次に、歳入でありますが当初予算で計上しておりました、基金繰入について地方交付税及び繰越金をもって充てることなどについて整理しております。また町債につきましては、第2表のとおり事業費の確定に合わせて過疎債2件の借入額の変更を行います。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ393万3千円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52億3,875万3千円となるものであります。次に議案第44号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、上川広域滞納整理機構への令和6年度引継ぎ実績の確定に伴う負担金の減額のほか、過年度分保険給付費等交付金確定に伴う返還金の追加等を行うものであります。またこのことに伴い一般会計繰入金及び基金繰入金を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ59万1千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億7,401万5千円となるものであります。次に議案第45号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額のほか、広域連合が算定する現年度分保険料見込みの増加に伴い、保険料納付金を追加するものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ192万円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ9,034万4千円となるものでございます。次に、議案第46号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の整理を行うものでございます。また保険給付費については、施設サービス給付費や高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などが増加傾向にあることから、所要の補正を行うものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ359万4千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,618万6千円となるものでございます。次に、議案第47号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきまして、収益的支出において入札減並びに人事異動に伴う人件費について整理をするものであります。続いて資本的収入では財源調整に伴い、国庫補助金及び企業債等について整理し、資本的支出では入札減などの整理をするものであります。これによりまして収益的支出を384万7千円減額、資本的収入については国庫補助金など61万5千円を減額、資本的支出については147万5千円を減額するものであります。最後に、議案第48号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきまして、収益的収入において財源調整に伴い国庫補助金について整理を行い、収益的支出においては入札減並びに人件費について整理をするものであります。続いて資本的収入では財源調整に伴い、国庫補助金及び企業債等について整理し、資本的支出では入札減等の整理をするものであります。これによりまして収益的収入を38万円減額、収益的支出を25万5千円減額、資本的収入については国庫補助金など2,038万1千円を減額、資本的支出については2,015万7千円を減額するものであります。以上、よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第43号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第43号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）。令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは別冊配布の議案第44号の説明をいたします。議案第44号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○住民生活課長（桜木健一君） 次に別冊配布の議案第45号の説明をいたします。議案第45号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）。令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） 議案第46号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第46号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 次、中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第47号をご覧ください。令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○建設水道課長（中林秀文君） つづきまして議案第48号をご覧ください。令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）。令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第43号乃至議案第48号の説明を終了します。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定を議題とします。

お諮りします。18日と19日は議案及び請願審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って18日と19日は休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後 4 時 4 3 分

令和 6 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (令和 6 年 1 月 20 日)

◎議事日程（第 2 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 38 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 39 号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 40 号 美深町給水条例の一部改正について
- 第 5 議案第 41 号 美深町公園指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 42 号 美深町体育施設指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 43 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 8 議案第 44 号 令和 6 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 45 号 令和 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 10 議案第 46 号 令和 6 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 47 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 48 号 令和 6 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 14 質問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 15 承認第 4 号 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 第 16 議案第 49 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 50 号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 51 号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 52 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 20 議案第 53 号 令和 6 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 議案第 54 号 令和 6 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 議案第 55 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議案第 56 号 令和 6 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

◎出席議員（11名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 蟻崎 一 生 君	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 草野 孝治 君	副町長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	企画商工観光課長 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 山崎 義典 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 後藤 裕幸 君	総務グループ主幹 内山 徹 君
企画グループ主幹 渡辺 善美 君	経済産業グループ主幹 前田 直久 君
生活環境グループ主幹 川端 健 君	税務グループ主幹 中野 浩史 君
保健福祉グループ主幹 和田 政則 君	農業グループ主幹 加藤 保昭 君
建設林務グループ主幹 田畠 尚寛 君	水道住宅グループ主幹 町屋 英雄 君

◎教育委員会

教育長 杉本 力 君	教育次長 大堀 裕康 君
教育グループ主幹 元岡 友之 君	教育グループ主幹 前田 貴也 君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本 博 君	事務局長 山崎 義典 君
----------------	--------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守 君	事務局長 竹田 哲 君
---------------	-------------

◎議会事務局

事務局長竹田 哲君 事務局副主幹服部 満君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。追加議案について申し上げます。長側提出のものは質問2件、議会側提出のものは承認1件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第38号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは、この国保税条例の一部改正なのですけれども、資産割の廃止ということで大方、事前の協議説明も受けまして、一般質問の方でも取り上げられたということで、大体理解はするところなのですけれども、少しお聞きしたいのですが、今この国保税の被保険者数というところでいうと、年々減少しているというところで、この資産割が廃止になった時点で基金の方から不足分を補填するような話があったのですけれども、被保険者の減少分というのはどのぐらいの見込みで考えているのかをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 被保険者数につきましては、令和4年1,006人、令和5年950人、令和6年度では934人と減少傾向にあります。そうした中で、令和7年度に資産割を廃止しますけれども、減少分と今回資産割を廃止した分を見込んで基金の方は令和7年度では2,560万を取り崩すという試算になっております。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） それは全員協議会の時にお聞きしている部分なのですけれども、

実際、先ほどの返答の中であったのですけれども、年々その年によって令和3年、4年あたりは60人が減っていたり、直近でいうと5年、6年は20人が減っているとそういう数値の減少傾向が見られるのですけれども、それが7年、8年とこの統一化というのは12年なのですけれども、道の方では3年に一度は方針の見直しをかけるというようなことですので、7年、8年あたりでどれぐらいを減少見込むのかと具体的な人数のところで少しお聞きしたいのですよね。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 被保険者数につきましては、年間おおよそ52名程度減少している状況が見られまして、そちらの分と加味して計算しているのですけれども、その年のその被保険者数の方の所得の状況ですとか、今まででいうと資産の状況とかも加味してはいたのですけれども、現状については50名程度を加味しているということになります。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 大体その加味した人数というのはわかりました。実際にその先ほどの基金の取り崩しとか補填分の金額も出ていたのですけれども、ちょっと質問回数が限られているので、意見としてやはりその現状分析から基金のその減少分、もうちょっと詳細に捉えた方がいいのではないかと思っているところです。それと最後なのですけれども、実際この保険料の統一化というのが12年という風になっていますので、今の時点でそんな具体的に保険料率が決まっていないというものもありますから、何とも言えないところなのですけれども、狙われているものはその医療費水準の適正化と平準化というのが国の方からで、その狙いがあるというところでいうと、この美深町の医療費水準というのは高いのか、低いのか、もし数値があるのであればその数値を教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 医療費の水準につきましては、令和4年度実績では全道157市町村中100位ということで、全道平均から見ても低いという状況になっております。これが12年度の統一化ということになると、全道レベルでの医療費の水準に合わせて税率が設定されていくという形になります。

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） 今、主幹の方からお答えしましたけれども具体的な数値でお答えしたいと思います。令和3年度の医療費の状況ですけれども、最高のところで62万8千円ほど。最高1人あたりの医療費ですね。最高のところ。最低のところで23万

1千円ほどかかっております。その中で美深町については、令和3年度40万3千円ほど医療費が掛かっているという状況になっております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第38号について採決します。議案第38号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第38号は可決されました。

◎日程第3 議案第39号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第39号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第39号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第39号について採決します。議案第39号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第39号は可決されました。

◎日程第4 議案第40号 美深町給水条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第40号 美深町給水条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第40号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第40号について採決します。議案第40号 美深町給水条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第40号は可決されました。

◎日程第5 議案第41号 美深町公園指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第41号 美深町公園指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第41号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今回、提案されているのは従来どおりといいますか、前回とおりだったと思いますけれども、過去5年ですからちょっと古い話になるかも知れませんけれども、過去3年ぐらい通算して応募件数はあったのか、どうなのか。過去3回の中でですね。それとこの指定管理はずっと5年で来ているという認識ですけれども、いつもそういう質問があると思うのですが、5年の根拠を改めて、これだけ経済環境も変わってきている中での5年間の考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畠建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畠尚寛君） 美深町公園の応募の関係だったのですが、これまで応募をまちでしたところ現在の1件というような形になっております。過去からこのような状態が続いているような形となっております。それと5年の契約の関係だったのですが、美深町の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というものがありまして、そこで維持管理をできる業務委託、指定管理を含む業務の最長で5年間ということがありまして、5年間と現在設定をさせていただいております。当初、平成18年度の段階では3年だとか経過を見る形で進んでいましたが、現在軌道に乗って、これまで維持管理が適正に行われているということもありまして、現在この条例に定めている最長の5年を適用させていただいております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、質問させていただいたのですが、過去においても1件のみと

ということで競争の原理が働いていない指定管理の扱いだと私は思います。そこでこの後の42号も同じことが言えると思うのですが、参加しやすい環境を作るのも担当の方で考えていただく事柄ではないかと思います。今まで1件もなかった。3回と僕、質問したのですけれども5年で15年間ですよね。その間に競争を働きかけることが何故できなかったのか、そういう方策を練らなかったのか。それが、私は問題があると思っています。そこで、今これだけ経済が衰退しております。人口減少、雇用対策、これ大きな問題を秘めています。ですから参入したくても大掛かりな工事、施設を1本化されると多少やってみたくなる気持ちも私は削がれると思います。ですから、いかにして小さい企業も参入しやすいような環境を整えることが適切だと私は判断いたしましたので、今回の41号は反対として意見を述べさせていただいたところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 只今、小口議員から今までのこのやり方では賛成しかねるという意見をいただいたところであります。内容的には私も本当にそういう環境になれば本当にいいのかなという、趣旨に関しては私もそのとおりだなと思います。ただ、現状でいきますと社会の変化という話もありましたが、競争が働かないから非常に不利な形での落札になっているとは思えない。しっかり私も一般質問の中でも今の状況の中では各企業本当に大変な中でのやり繩りの中でやっていると。金額についても結局は入札等の中で金額が決まっていく中で、決まったものをその中でやり繩りをしなければならないということで、いっぱいいいっぱいの中でやってきているのが現状だと思います。そういうことでいくと逆に1個だから金額がずっと固定になっているという面は否めませんけれども、それこそ今は競走して安く安くということよりも安くだけが競争ではないのですけれども、競争しながらということよりも今やってもらえるためにもう少し待遇的なことももう少し見てあげたらいかがかというのが私の主張だったものですから、受ける側としてもこれ3年だと非常に厳しいのではないのかなという思いもございます。ですから、私はこの形での契約といいますか、入札結果はしっかりと尊重されるべきだと思っていますし、できればその中で持続可能な運営ができるような配慮もさせていただければ、なおよろしいかなという立場でございますので、今回のことに関しては小口議員の意向もわかりますが、この条例には賛成をしたいという立場でのお話をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。なければ討論を終了します。これから議案第41号について採決します。議案第41号 美深町公園指定管理者の指定について、賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第41号は可決されました。

◎日程第6 議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第42号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 議案第42号ですが、これ議案第41号と同様の理由です。42号は7件の場所の指定管理が含まれております。この中で単純に言えば体育館等の室内でできるやつ、屋外でできるやつ、そこら辺も同じ理由ですけれども、なるべく細分化していただいて、企業が参入しやすい環境を整えていくことが何度も言いますが雇用の促進、人口減対策には繋がるという理由で再度41号と同様反対の意見を述べさせていただきたいと思います。賛同よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 先ほどと同様な見解ではありますけれども、先ほども申し上げたとおりまちの中が色々競争原理が働いて、色々な業種が参入できるそういう環境が本当は望ましいのですが、今厳しいこういう状況の中をどう乗り切るかというような状況の中では、それこそ今長側がこういう指定管理を受けていただける業者をしっかりサポートしていくということで、まずこの事業を持続していくこのことに今は尽きるのではないか。またそういう環境になってくれれば色々な形での競争等を行いながらサービスを向上する。そういう時代が来てくれることを本当に望むわけでありますけれども、現状では7番議員のおっしゃることはよくわかるのですが、まずまちの中での事業継続、このことをしっかりと進めていくべきだと思いますので、その立場でいきますと今回の条例についても賛成をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。なければ討論を終了します。これから議案第42号について採決します。議案第42号 美深町体育施設指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第42号は可決されました。

◎日程第7 議案第43号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第43号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。これから議案第43号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 12ページ、中段になります負担金補助金の関係で、麦稈の関係ですね。そちらのことについてお伺いをいたします。道の補助率が約0.5%削減ということですが、事業規模の変更はあったのか。また削減される経緯と削減しますよという報告があった後に対応策等は何か手を打ったのでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 今のご質問でございます。まず1点目の事業規模の変更があったのかという質問なのですけれども、これ最終的に補助事業が対象になる部分、対象外になる部分ということで金額的にいきますと73万4千円ほど補助対象から補助対象外の方に回った部分がありました。それと北海道のこの交付金の削減の理由的なものなのですけれども、これは道の補助金のプロセスというのが公表されていないということで、あくまでも推測という形になるのですけれども、今回令和5年度の段階から国費がいいのか、道費がいいのかということを含めて、上川振興局とかなり打ち合わせを行ってきました。その当初の段階から令和6年度についてはかなり申し込みが多いというような担当からのお話がありました。それで実際令和6年度に入りまして、この補助金の締め切りについても一ヶ月ほど伸ばして募集していくことになっております。実際、こちらの方につきましては11月26日付で道からの通知によりまして、50%から4.41%が減額ということで金額ベースでいきますと、約657万円ほど、これが補助金の減額になった部分でございます。こちらの方につきましては、当初から農協と美深町と下川町、これどういう風な負担でいきましょうかというルールがございます。ざっくりいいますと農協が補助残分の60%、美深町と下川町が40%、それぞれ負担していくという考え方になっておりますので、先ほど657万のうち、うちは105万4千円の増額、これで道の補助減額分を対応していくというような考え方になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） そうしますと下川町もやはり同額という形ですね。こういうケー

ス、例えば今後もやはり補助率が下がるというケースは考えておかなくてはならないということですか。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 今回は、麦の乾燥調製施設、農業関係では大きな事業、農協としても目玉事業ということで6年度当初の予算でつけました。当初の段階ですので、最大の道の50%ということが計算して予算化しているのですけれども、やはりその結果を見てみないとその減る、減額になる部分というのがわからないという部分がございますので、今後もありえるのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 10ページになります。総務費の中の11節、17節ですね。マイナンバーカードのタブレットの購入についてちょっとご質問させてください。使用方法についての質問です。こちらなのですけれども、役場内だけでのものなのか、持ち出しは可能なのかということをちょっとお伺いさせてもらってもよろしいでしょうか。使用場所、使用方法についてです。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 今回、タブレットの購入ということで6万円の予算をつけているところですけれども、今回12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに変わっておりまして生まれたお子さんですとか、そういう方に早急にマイナンバーカードを交付するという意味合いもありますので、タブレットですので、もし来られないよということであればお伺いして写真を撮って申請をするという形もできます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 12月からこの保険証対応のマイナンバーカードということになって、タブレット購入。早いそのオンラインで1週間ぐらいでそのマイナンバーカードができるということで早い取り組みでいいなと思っております。交通弱者の方だったり、まだ高齢者でマイナンバーカードを作られていない方もいらっしゃるという風に伺っておりますし、現在美深町では、まだ八十何パーセントぐらいで、十何パーセントぐらいの方がマイナンバーカードの更新をしていないという風にも伺っております。もし、役場の方で自宅まで来てマイナンバーカードを更新してほしいのですけどというような情報提供だったりとかも、もし職員の方がご自宅に伺ってつくることが可能なのであれば、その辺りのPR等も進めていただけるとわからない方々のマイナンバーカードの作成が早く進むのではないかと思うのですけれども。

- 議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。
- 生活環境グループ主幹（川端 健君） そうですね、今回相談あった場合につきましては、順次対応させていただきたいと考えております。
- 6番（田中真奈美君） よろしくお願ひいたします。
- 議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。
- 住民生活課長（桜木健一君） 町民の方から色々相談があった場合には順次適正に対応したいと思っています。ただご相談に伺いますよというPRについては、それも並行して行うのですけれども、あくまでもマイナンバーカードについては本人の意思によってということになりますので、積極的に働きかけるということはちょっと控えさせていただいております。
- 議長（南 和博君） 他、ありませんか。
- 4番 名取君。
- 4番（名取明美君） 14ページ。18節。美深町こどもスポーツ文化未来基金の負担金のところで200万円となっております。この内訳を教えていただきたいと思います。
- 議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。
- 教育グループ主幹（前田貴也君） 基金の内訳、詳細についてご説明いたします。まずこの基金なのですけれども、子どものスポーツですとか文化活動、合宿、大会等における遠征費、大会参加経費の一部を助成しております。令和6年度当初予算額50万ということで運用開始しまして、昨年度の決算で350万円の繰越がございました。350万の繰越と令和6年度当初の50万円の負担金がありましたので、合わせて400万円の基金の運用ということで資金を確保してスタートしました。ところが、今年全道大会だけではなく、全国大会に出られる団体が増えました。具体的には野球、文化でいえば民謡、またトランポリンですね。全国大会はトランポリン。また卓球ですとか、バレー少年団の全道大会も増えて、11月末の時点で、すでにこの基金が枯渇するような状況となっておりまして、今後12月からまだ3月までスキーシーズンも始まります。そういうところで基金が不足するというようなこともございまして、200万円の追加ということになります。現時点で既に400万円の基金に対して全てもう使い果たしているというような状況ということあります。すごい件数が増えて有効に活用されたということあります。
- 4番（名取明美君） ありがとうございます。
- 議長（南 和博君） 他、ありませんか。
- 3番 中瀬君。
- 3番（中瀬亮太君） 14ページの住宅管理費の関係だったのですが、町有住宅のアス

ベスト含有調査業務委託料の件で、これについてどこの住宅を調査するのか、もう一度ご説明お願いします。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 今回ですね。アスベスト含有調査業務を行う住宅につきましては、旧高校の職員住宅ですね。こちらの住宅につきまして実施する予定となってございます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） この住宅だったのですが、取り壊すというお話もあったと思うのですけれども、それなのにアスベストの調査というのは必要なですか。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） こここの住宅は建設当時の年代から推定しまして、モルタルにアスベストが含有されている可能性がございます。それを調査しないと解体の方法が経費がほぼ倍近く変わってくるものですから、その解体費の目安を出すためにも今回調査の方をさせていただきたいという風に考えております。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 1点だけちょっと確認したかったのですが、先ほどの麦稈施設の補助金の支出の増の関係でちょっと細かいかもしれません、先ほどの事業規模といいますか、対象外も若干あったようにはお聞きしたのですが、圧倒的に補助率の低下の金額の方が大きいと思うのですね。これは10月26日に道が通知したということなのですが、着工したのと完了年月日を教えてください。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） すみません。ちょっとその部分の詳細な資料はないのですけれども、大まかに報告させていただきます。着工については、本年の3月に着工しております。実は先ほど補助対象外になったというお話をさせていただいたのですけれども、この3月分がいわゆる補助対象外という着工分を入れ込んで申請していた部分が3月分1カ月分が補助対象外に回ったということで、4月からの工事の部分が補助対象等の補助対象になったというような内訳になっています。完了については、概ね7月だったかなと思います。今年の麦の受入れや何かの対応をしたいということで完了が7月だったという風に認識しています。

○議長（南 和博君） 1番 望月君。

○1番（望月清貴君） それでは確認なのですけれども、こういうのはよくあることなの

かもしれませんけれども、7月に完了して10月になってから補助率が下がりましたという通知だったということですね。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 事業は事業として当然申請行為から色々携わってきて、どうしても道の地域づくり総合交付金というスケジュールの中で決定プロセスが決まっていくということがあるものですから、そちらの方の決定が先ほど言ったようにうちの方でいきますと11月26日付で決定通知があったというような流れになっています。以上です。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） 私の記憶があまり定かではなのですけれども、この今回の補正予算の方に各所散りばめられております消火器の更新に関しての入札減なのですが、これ消火器何本でしたかね。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 消火器につきましては、総数で287本です。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） それと確認なのですが、消火器の使用期限といいますか、何年間有効だったか。私の方も勉強不足で申し訳ないですが。あとこれの更新事業としての入札に関しては1社による入札になるのですかね。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 使用期限というか期限なのですけれども、そちらについては10年ですね。入札につきましては4社でやっております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 9ページの2款のこれはまちづくり推進費ですね。節でいうと18番の活性化促進補助金300万円なのですが、加工施設という説明を聞いてたのですが、特産品開発だということで、これから審議があるとまでしか聞いていないので、どのような施設か教えてください。それと次のページの12ページの4款の2項の清掃費の12節の委託料の収集運搬業務委託料とあるのですけれども、私のメモには入札減と書いてあるのですか、それなのかどうなのか2点お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 渡辺企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（渡辺善美君） 私の方から活性化促進の関係なのですけれども、今回申請いただいた分に関しましては、もち米を自社で餅粉にして焼き菓子をつくるという

ことでその整備をしたいということで申請いただいております。以上です。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 収集運搬業務委託料の101万3千円の減ということですけれども、こちら内訳としましては入札減になりますけれども、ごみ収集運搬業務で83万7千円の入札の減、あと施設管理業務の方で17万6千円の減という形になっております。

○7番（小口英治君） はい、わかりました。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 折角ですから、もち米のその焼き菓子の説明はあったのですが、どのような焼き菓子といって色々あるのですけれども、わかればどのような感じの製品になるのかちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 渡辺企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（渡辺善美君） 焼き菓子に関しましては、フィナンシェとか、パウンドケーキ、タルト等のものを制作する予定となっております。

○7番（小口英治君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第43号について採決します。議案第43号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第6号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第43号は可決されました。

◎日程第8 議案第44号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第44号 令和6年美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第44号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第44号について採決します。議案第44号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第44号は可決されました。

◎日程第9 議案第45号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第45号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第45号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第45号について採決します。議案第45号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第45号は可決されました。

◎日程第10 議案第46号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第46号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第46号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 7ページの18、区分18です。地域密着型の介護サービス給付金の負担金です。戻ってきております。説明の時、小規模多機能の通所介護が減少したためという説明があったのですが、感染症のために事業所がやっていなかったのか。あるいは利用していた人がいなくなったのか、この辺お伺いします。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。
○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 小規模多機能型居宅介護の部分と通所介護の部分ございますけれども、まず小規模多機能型居宅介護の部分につきましては、施設の方に空きができたことによる利用者減、さらには通所介護につきましては、想定していた利用者より減ったということでございます。それと感染症の影響によって施設を閉鎖したとかという理由ではございません。

○4番（名取明美君） わかりました。いいです。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第46号について採決します。議案第46号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第46号は可決されました。

◎日程第11 議案第47号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第47号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第47号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第47号について採決します。議案第47号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第47号は可決されました。

◎日程第12 議案第48号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第48号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第48号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第48号について採決します。議案第48号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第48号は可決されました。

◎日程第13 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。令和4年4月から人権擁護委員としてご活躍いただいております、長谷川 浩氏が令和7年3月31日をもって1期目の任期が満了となるため、今般旭川地方法務局長から、その後の候補者の推薦依頼がございました。長谷川氏は、令和4年4月に人権擁護委員に就任され、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に精通されているとともに、社会的信望も厚い方であり人権擁護委員として適任者であると考えております。今般、長谷川 浩氏を再推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜るものであります。よろしくお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから日程第13 諒問第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。

お諮りします。町長が長谷川 浩氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり本議会の意見は適任と決定し答申することにしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、町長が長谷川 浩氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し、答申することに決定しました。

◎日程第14 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。令和4年4月から人権擁護委員としてご活躍いただいております遠藤 好晴氏が令和7年3月31日をもって1期目の任期が満了となるため、今般旭川地方法務局長からその後の候補者の推薦依頼がありました。遠藤氏は、令和4年4月に人権擁護委員に就任され、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に精通されているとともに社会的信望も厚い方であり、人権擁護委員として適任者であると考えております。今般、遠藤 好晴氏を再推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜るものであります。よろしくお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから日程第14 諒問第2号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。お諮りします。町長が、遠藤 好晴氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり本議会の意見は適任と決定し、答申することにしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、町長が遠藤 好晴氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し、答申することに決定しました。

◎日程第15 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認し

たいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時、13時とします。議長から休憩中に議会運営委員会を招集しますので、議会運営委員の皆様におかれでは委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時56分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側から条例の一部改正3件、補正予算5件の追加議案が提出されております。お手元に配布しております議事日程のとおり進めます。

◎日程第16 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 只今追加しました日程第16 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与のうち給料月額、期末・勤勉手当、扶養手当などについて改定を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の1ページをお開き下さい。議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明いたします。14ページをお開き下さい。この改正につきましては、改正趣旨にありますように国の人事院勧告に基づいて改定された国家公務員の俸給月額、それから期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当に準じまして改定するものでございます。その内容は、7つほど掲げておりますけれども、1つ目、給与月額について若年層に特に重点

を置きつつ概ね30代後半までの職員に重点をおいて、すべての職員を対象に引き上げを行います。つまり給料表に定めております全ての給料月額を引き上げることになります。2つ目、期末手当及び勤勉手当について支給率をともに0.05カ月引き上げまして現行年間支給率4.5カ月を4.6カ月といたします。3つ目、同じく期末手当、勤勉手当ですが、再任用職員の支給率をともに0.025カ月分引き上げまして、現行年間支給率2.35カ月を2.4カ月といたします。4つ目、扶養手当につきまして、配偶者にかかる手当6,500円を廃止し、子にかかる手当を1万3千円に引き上げる改定を2年間で段階的に実施いたします。5つ目、通勤手当について1カ月あたりの交通機関等にかかる通勤手当の額と交通用具にかかる通勤手当の額を合算した額の支給限度額5万5千円を15万円に引き上げます。6つ目、単身赴任手当について、社会人採用などの人材確保に備えまして、採用時からの単身赴任を想定して支給要件を拡大いたします。7つ目、管理職特別勤務手当について現行では午前0時から午前5時までとなっております、支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大いたします。新旧対照表ではわかりにくい部分ありますので、第1項の改正概要として表にまとめましたのでご覧いただきたいと思います。まず1つ目は期末手当と勤勉手当の支給率を改定するものでございます。この表につきましては、1番上の行、令和6年度現行の支給率から下に向かいまして、時系列で支給率の配分の変化を表してございます。期末勤勉手当の改正につきましては、令和6年度の支給率から改めるものでございまして、表の2行目に記載している令和6年12月1日改定のとおり12月期の期末勤勉手当において、職員についてはそれぞれ0.05カ月引き上げて、年間トータルの支給率は4.5カ月から4.6カ月に改めます。また再任用職員については、それぞれ0.025カ月分引き上げまして、年間トータルの支給率は2.35カ月から2.4カ月に改めるものでございます。これがこの改正条例の第1条に規定してございます。令和7年度以降につきましては、表の3行目、令和7年4月1日改定に記載しておりますとおり、6月期と12月期に均等に配分されることになります。配分を変えるだけですので、年間支給率については変わりはございません。これが改正条例の第2条に規定してございます。次に扶養手当の改定の表をご覧ください。扶養手当につきましては、1つには民間企業において配偶者の働き方に中立になるよう配偶者手当の見直しが進められてきているという状況があります。それから2つには近年、官民ともに配偶者に関わる手当が縮小傾向にあること等を踏まえまして、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3千円に引き上げる改定を2年間で段階的に実施することされております。下の表の中で配偶者につきましては、6,500円を支給していますけれども、令和7年度に3千円に減額、令和8年度は廃止することとしております。子につきましては、現行1万円を支給してお

りますけれども、令和7年度に1万1,500円に引き上げまして、さらに令和8年度に1万3千円に引き上げて参ります。これが改正条例の第2条に規定してございます。次に給料改定なのですけれども、このベースアップ分につきまして、まず説明いたします。16ページからはじまる別表の給料表をご覧いただきたいと思います。給料月額につきましては、若年層に特に重点を置きつつ、概ね30代後半までの職員に重点をおいて全ての職員を対象に引き上げます。初任給につきましては、民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえて、大幅な引き上げとなっております。若年層に重点を置く改正ということなので、初任給で説明いたします。現在の高卒初任給は16ページの中ほど少し下にございます、1級21号俸でございまして、月額16万6千600円でございます。これが改定後は右の表に記載している1級21号俸で、月額18万8千円に引き上げられます。額にして2万1,400円、率にして12.8%の引き上げとなってございます。大卒の初任給は1級41号俸で、月額19万6,200円でございまして、改定後は右の表のように月額22万円に引き上げられます。額にして2万3,800円、率にして12.1%という引き上げになってございます。再任用職員の給料月額は、各級の改定額を踏まえまして所要の引き上げを改定を行ってございます。給料月額の改定、このベースアップ分につきましては、令和6年4月1日に遡及して改定いたします。このことは改正条例の第1条に規定してございます。このベースアップの改定とは別に令和7年度からの給料月額の見直しを行ってございまして、これは24ページからはじまる給料表、こちらをご覧いただきたいと思います。この改定というか、制度改革では係長級以上の職務の級でございます。3級から6級までの給料表の各級の初号付近1号から12号ぐらいまででありますけれども、ここ色のついたところなのですけれども、この号俸をカットして、各級の最低額を引き上げる改正を行います。具体的に差し示しますと左側の現行の給料表で網掛けしている部分、3級だと1号俸から4号俸まで、4級それと5級ですと1号俸から8号俸まで、6級ですと1号俸から12号俸までをカットして、その次の号俸を1号俸に繰り上げるというものでございます。これによって各級の最低額が引き上げられることになります。この見直しにつきましては、職務や職責に応じた給与上昇を確保するために、民間人材等の処遇を確保する観点から給料水準や昇給に伴う給料月額の増加額を見直すこととされたものでございます。この改正につきましては、改正条例第2条に規定してございます。次に、通勤手当につきましてですが、支給限度額を1月あたり15万円、この額は非課税限度額として、ここまで引き上げることになります。遠距離通勤者の自己負担を解消する改正を行うものでございまして、民間の支給状況と社会人採用などにおける多様な通勤手段に備えるものでございます。これは改正条例の第2条に規

定してございまして、令和7年度からということになります。単身赴任手当についてですが、現行制度では人事異動に伴って単身赴任となった職員が対象となっておりますけれども、社会人採用などの人材確保に備えまして、採用時からの単身赴任を想定して支給要件を拡大するものでございます。こちらの改正も改正条例第2条に規定してございまして、令和7年度からのものとなります。管理職特別勤務手当でございますが、管理職につきましては、業務を自ら管理できる地位にあるため、超過勤務手当は支給されてございません。ところが最近では災害への対処など他律的な自分ではどうすることもできない事由ですけれども、このことによって深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られております。これにあたる管理職員の負担感はこれまで以上に大きくなっている状況でございます。こうした状況の変化の中で管理職員に対しての勤務実態に応じた適切な待遇を確保する観点から、平日深夜にかかる管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯、これを拡大するものでございます。具体的には現行では午前0時から午前5時までとなっている支給対象時間、これを2時間拡大して、午後10時から午前5時までとするものでございます。こちらも改正条例第2条に規定してございまして、令和7年度からのものとなります。最後に附則でございます。28ページです。まず第1項には条例の施行日の第1項ですね。これが条例の施行日の規定で、第1条の改正は公布の日から、第2条の改正は令和7年4月1日からとすることを規定してございます。第2項は適用日の規定で第1条の給料月額の改定については、令和6年4月に遡及して適用すること。そして期末手当勤勉手当の支給率の改正については、令和6年12月期の支給額で調整することと規定してございます。第3項が給与の内払いの規定で令和6年4月から支給されている給料月額、それから期末手当、勤勉手当は内払いと見なす規定でございます。第4項は号俸の切り替えにかかる規定で、3級から6級までの初号付近の号俸をカットしてございますので、カットすることになりますので、現在3級から6級までの職員で給与辞令で発せられている職務の号俸については、改定後の号俸に切り替える必要がございまして、附則別表で号俸の切り替え表を作ってございます。第5項、こちらは切り替え日前の異動者の号俸の調整で、職務の級の異動日によって職員間に不均衡が生じないように必要な調整をすることができるよう規定するものでございます。第6号は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置です。令和7年度中に支給する扶養手当の額を規定する読替規定となってございます。以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第49号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第49号について採決します。議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第49号は可決されました。

◎日程第17 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第50号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この議案第50号は、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について、先の議案第49号の中で提案いたしました、職員の期末・勤勉手当との均衡を考慮し、年間0.1カ月引き上げようとするものでございます。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の34ページをご覧ください。議案第50号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明いたします。36ページをお開きください。この条例の改正趣旨につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。改正の内容は期末手当の支給率を0.1カ月引き上げようとするものでございます。この条例は改正条例4条からなる条例でございまして、第1条と第2条が特別職にかかるもの、それから第3条と第4条が議会議員にかかるものとなってございます。特別職、議会議員のどちらも改正内容は同じでございますので、36ページの第1項を改正概要の表で一括して説明させていただきます。

この表は職員の給与条例の形と同じものになっております。改定の1番上の行、令和6年度現行の支給率から下に向かって支給率の配分の変化を時系列で表しております。期末手当の改正につきましては、令和6年度の支給率から改めるものでございまして、表の2行目に記載している令和6年12月1日改定のとおり12月期の期末手当を0.1カ月引き上げいたします。これによって現行の年間支給率4.5カ月が4.6カ月に改められることになります。改正条例の条項でいいますと特別職が第1条、議会議員が第3条でございます。令和7年度以降につきましては、表の3行目の令和7年4月1日改定に記載のとおりで、6月期と12月期に0.05カ月ずつ配分して、各期の支給率をそれぞれ2.3カ月ということにいたします。配分を変えるだけですので、年間支給率4.6カ月に変わりはございません。改正条例の条項でいいますと特別職が第2条、議会議員が第4条でございます。最後に38ページの附則をご覧いただきたいと思います。附則には施行期日等とそれから期末手当の内払いについて規定してございます。第1項が施行期日等適用日でございます。この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条、第4条の規定は令和7年4月1日から施行する。第2項は、期末手当の内払いの規定で、すでに支給されている令和6年度の期末手当を内払いという風に見なす規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いと見なすという規定を設けて、新旧支給額の差額を支給するよう規定いたします。以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第50号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第50号について採決します。議案第50号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第50号は可決されました。

◎日程第18 議案第51号 職員に関する寒冷地手当支給に関する条例の一部
改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第51号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第51号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正につきましては、議案第49号同様、国家公務員の給与改定に準じ、職員の寒冷地手当について支給額の引き上げ及び支給対象を再任用職員に拡大することについて改正するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の39ページをお開き下さい。議案第51号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について。職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容については資料41ページをご覧いただきたいと思います。この改正の内容、改正趣旨につきましては、町長が今提案説明をしたところでございます。ここで、審議いただくのに寒冷地手当の性格について若干ご説明いたしますけれども、ご存知かもしませんが寒冷地手当につきましては、北海道の寒冷積雪の度合いの厳しい地域、ここに勤務する職員に対して支給される手当でございます。寒冷地では除雪、それから防寒、家屋の営繕等の費用がかさむため、これら増加する生計費を補填する目的で支給される手当でございます。今回の国の支給率改定は、民間の同種手当の支給額を踏まえて月額を11.3%引き上げるという勧告に基づく令和6年度からの改定でございます。もう1つは、支給対象職員の拡大でございます。これまで常勤の一般職が対象となっておりましたけれども、今回の改正で令和7年度から再任用職員にも支給されるように見直されております。本町におきましても従来から国に準じた制度内容としておりますので、この度の給与法改正に合わせて見直そうるものでございます。支給額の改定について内容を説明いたしますので、第1項の改定概要の表をご覧いただきたいと思います。支給額は世帯の区分によって3つに区分されております。1つ目は世帯主である職員のうち扶養親族のある職員については、現行13万1,900円を14万7千円に改定いたします。1万5,100円の引き上げ改定でございます。2つ目は同じく世帯主である職員のうちその他の世帯主である職員、いわゆる扶養親族のない職員ですね。につきましては、現行7万2,900円を8万1千円に改定いたします。8,100円の引き上げ改定でございます。もう1つがこの区分に該当しないその他の職員につきましては、現行5万1,700円を5万7,500円に改定いたします。5,800

円の引き上げ改定でございます。この支給額の改定は令和6年度からでございます。最後に附則ですけれども、第1項は施行期日等として施行期日と適用日を規定しております。支給日の改定は令和6年度から対象者の拡大については令和7年度からとする規定でございます。第2項は、本則第1項の改正をしてもなお支給対象から外れている第1条の支給対象者改定しておりますけれども、ここ改正したとしても外れております暫定再任用短時間勤務職員これを支給対象とするための規定でございます。令和4年の条例第14号職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例、ここの第42項の規定を改正するものでございます。これによって全ての再任用職員に寒冷地手当が支給されることになります。以上で議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第51号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第51号について採決します。議案第51号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第51号は可決されました。

◎日程第19 議案第52号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）

○議長（南 和博君） 次、日程第19 議案第52号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第52号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第49号、50号、51号で提案いたしました、一般職、特別職及び議會議員の給与等の改定に伴い補正するものであります。これにより一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ3,682万3千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52億7,557万6千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第52号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第52号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）。令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第52号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第52号について採決します。議案第52号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第7号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第52号は可決されました。

◎日程第20 議案第53号 令和6年美深町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長（南 和博君） 次、日程第20 議案第53号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第53号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第49号及び51号で提案いたしました一般職給与及び寒冷地手当の改定に伴い補正するものでございます。これにより美深町国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ107万1千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億7,508万6千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは、別冊配布の議案第53号の説明をいたします。議案第53号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別特別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第53号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第53号について採決します。議案第53号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第53号は可決されました。

◎日程第21 議案第54号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第21 議案第54号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第54号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第49号及び51号で提案いたしました、一般職給与及び寒冷地手当の改定に伴い補正するものであります。これにより美深町介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ155万5千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,774万1千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） それでは議案第54号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第54号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あります。

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第54号について採決します。議案第54号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第54号は可決されました。

◎日程第22 議案第55号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第22 議案第55号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第55号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第49号及び51号で提案いたしました、一般職給与及び寒冷地手当の改定に伴う補正で、収益的支出を29万7千円追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） 議案第55号のご説明を申し上げます。議案第55号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別特別明細書あるも省略)

○議長（南 和博君） これから議案第55号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第55号について採決します。議案第55号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第55号は可決されました。

◎日程第23 議案第56号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第23 議案第56号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第56号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第49号及び51号で提案いたしました一般職給与及び寒冷地手当の改定に伴う補正で、収益的支出を43万6千円追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第56号をお開き下さい、令和6年度美深町下水道事業会計補正（第3号）。令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第56号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第56号について採決します。議案第56号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第56号は可決されました。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は令和6年最後の議会でありますので、ご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに草野町長からご挨拶をお願いいたします。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和6年最後の定例会閉会にあたり議長より挨拶の場をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。昨年町長に就任し、早いもので1年8ヶ月になります。新人町長として議員各位、職員はじめ多くの皆様の支えにより、この間懸命に職務にあたって参りました。昨年も申し上げましたが、町長の仕事は想像以上に大変で、土日の行事も数多くあるほか、時には葬儀が続くこともあります。忙しいながらも町長としてのやりがいを感じ充実した日々を送らせていただいていることに感謝申し上げます。長かった新型コロナウイルス感染症の制限も昨年の5月に解除となり、コロナ禍前の賑やかさがほぼ戻ってきたところで、特に観光協会主催事業はいずれも好天にも恵まれ、盛会裏に開催できましたことを大変嬉しく思っていますが、未だにコロナの流行は終わっておりません。重症化することは以前と比べて少ないものの、感染力が強くなった分、流行が拡大する可能性が高くなると言われております。引き続き感染予防に心がけることが大切です。昨年を顧みますと元日に発生した能登半島地震をはじめとする自然災害が各地で発生いたしました。地震災害の復旧工事中の能登半島では9月に24時間雨量が400ミリを超えるという100年に1度、観測史上最大の豪雨によって河川反乱や土砂崩れなどで15人が亡くなり、仮設住宅が床上浸水する被害が発生いたしました。本当に1日も早い復旧、復興を願うばかりです。一方、名取議員からもご質問にありました。パリ五輪では旭川出身の北口春香選手が陸上女子槍投げで金メダルを獲得。米大リーグドジャーズの大谷翔平選手が大活躍するなど、明るいニュースもありました。また10月には、石破内閣が誕生したわけでございますが、直後の衆議院選では政治と金の問題が大きく取り上げられ、与党が過半数割れとなりました。国際的には、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争の激化、アメリカ大統領選挙でトランプ氏の勝利、隣国韓国では大統領に対する弾劾訴追案が可決され、政治の混乱が続いているなど激動の年でもありました。本町の農業においては春先の低温と日照不足でアスパラの収量が減少、夏場の高温でスナップエンドウの収量が減少しましたが、異常気象と言われている中、農業者皆様のご努力により何とか豊穣の秋を迎えることができました。また18組目の新規就農者が6月に誕生しました。石川県からの移住者のご夫婦で西紋地区において畑作・野菜農業をスタートしました。12月には斑渓地区に後継就農者、川西地区にはチーズ工房の承継者が誕生するなど、今後の成長を期待しているところでございます。しかし燃油や資材価格、飼料、肥料の急騰により生産コストが高止まりするなど家畜部門では個体販売価格が不安定となるなど、持続可能で安定的な農業を推進するためには、なんといっても適正な価格形成の仕組み作りが求められております。まちの6年度の施策として、経済対策や物価高

騰対策としてプレミアム付商品券の発行やがんばる美深農業支援事業などの他、町民体育館改修工事や特別養護老人ホーム移転改築に向けた実施設計に着手することができました。また、安全・安心なまちづくりへ向け地域防災計画の改定、洪水ハザードマップの更新や人口減少社会に対応したコンパクトシティを目指す立地適正化計画の策定も現在、鋭意とり進めているところでございます。商工会青年部が考案した姉妹町添田町のゆずを使用したクラフトビール、はちみつゆずエールの販売や、株式会社コーワー様と森林の持つ多面的機能の向上や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを目指すデコルテ森林づくり活動協定の締結、令和元年から以来5年ぶりに添田町の親善訪問団にお越しいただいたこと、ホームセンターの進出、開店。閉店が続いている商店街に飲食店が相次いで開業するなど町内でも様々な分野で明るい話題も沢山ありました。半面、3月にはJR恩根内、JR初野駅が廃止となりました。今月に入り、指定金融機関が名寄市への移転を発表するなど地域住民に与える影響も少なくありません。諸課題を何とか乗り越えていかなくてはなりません。議会の関係で申し上げますと、一般質問は延べで14人の議員の皆様から19件のご質問をいただき、違った視点からのまちづくりについて議論することができました。第2回定期例会において、第三セクター経営改善事業補助金を措置して、専門的知見を有する経営コンサルタントに現状分析と経営改善計画の策定を委託していたところでございますが、過日コンサルから振興公社へ収支改善、運営改善のための具体的な施策案が示されました。これを元に28日に開催予定の美深振興公社定期株主総会において公社役員の考え方を反映した経営改善計画が策定される予定でございます。施設の老朽化対策や社会経済情勢の変化などから、第三セクターの経営改善は一朝一夕には実現できませんが、次年度以降の改善計画の実行を見据えコンサルタント企業との連携や総務省の地域活性化企業人制度の活用を視野に健全運営に向け、努力して参ります。昨今の社会経済状況は労働力不足と物価高騰が事業経営や日々の暮らしに大きな影響を与えております。合わせて本町は今、名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設整備、町民体育館の耐震等の大改修工事、特別養護老人ホームの移転建替など、大型事業を控えておりましたと同時に、ゼロカーボンやDXの推進など取り巻く情勢への対応が求められております。しばらくの間は厳しい財政運営が続くと思いますが、さらなる節減に努めながら引き続き効率的かつ持続可能な財政運営を持って第6次美深町総合計画の着実な推進を図り、限られた財源を有効に活用し、住民の皆様の幸福度、満足度が上がるようしっかりと町長としての使命を果たしていかなくてはなりません。この議会が終わりますと新年度予算編成が本格化します。厳しい社会情勢の中にあっても、安定した行財政運営がなにより大事です。全てを満たすことは難しいことですが、年明け3月には新年度予算を提案して参りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りま

すようよろしくお願ひ申し上げます。結びに議員各位、町民の皆様に1年間大変お世話になりましたことに感謝とお礼を申し上げ、穏やかな令和7年の巳年を迎えられますとともに、美深町の持続ある発展を願って、年末のご挨拶とさせていただきます。少し早いですが、皆さんどうか良いお年をお迎えください。

○議長（南 和博君） それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。令和6年年末の定例会終了にあたり一言申し上げます。今年は、元日早々能登半島地震が発生し、未曾有の被害と災害となりました。また9月末にも同じく再び能登半島において豪雨災害となりました。それまでの普及活動を一からやり直すほどの被害となり、心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に哀悼の誠をささげます。わがまちにおいては、災害の少ない土地柄で大きな被害はなかったものの、近年の異常気象により豪雨、猛暑、梅雨ともいえる気候が常態化して様々な災害に備える準備は重要です。6年前に発生した胆振東部地震によるブラックアウトのことは忘れてはなりません。特に冬期間の停電は住民生活はもとより各産業に多大な影響を及ぼすため、そういったことに対処するための体制整備の確認を皆で行うべきであります。基幹産業の農業においては、春雪解けは早かったものの、それに伴って作業の進捗は早かったものの、その後の低温でアスパラにおいては平年作を大幅に下回りました。その中で、水稻においては順調に生育が進み、不稔率、青米も少なく豊作基調となりました。今年の米不足の状況もあり、水田施策の転換を見据えた将来の農業施策を再構築するべきであります。畑産物のカボチャは圃場により収量の差異はあるものの、単価に助けられ北はるか農協管内で数年ぶりに8億円を達成する販売実績となりました。酪農畜産経営においては、今年も飼料高の解消とはならず資材等、養畜資材費の高騰と個体販売の低迷で厳しい経営環境が続いています。全国的に見れば、酪農家が1万戸を切る事態は危機的な状況で、今後の牛乳供給は懸念されます。わがまちにおいても、来年以降離農される酪農家があると聞いております。北はるか全体での販売額が10億円を初めて超えた報告を受けておりますが、経常利益は大変厳しいと聞いております。今後の農家経営の再生産可能な対策が人口減少対策の近道と思います。懸案であったハザードマップにおいて危険地域に建っている特別養護老人ホーム、移転建替事業が始まりました。利用者はもとより働く皆さんの快適な介護労働環境の整備で、これまで以上のサービスの向上に繋がるよう期待するものであります。また、町民体育館の改修作業も来年から本格的にはじまり、スポーツ活動の拠点としての役割はもとより、災害時の住民の避難施設の役割があることから、必要な施設であります。完成後はより利用度の高まる施設にすることも合わせて求められます。その他、広域のごみ処分場及びし尿処理施設の移転改修事業も控えており、近年の物価高により事業費の高騰が想定されることから役場全体で財

源確保に十分意を配し、知恵を絞って取り組んでほしいと思います。議会関係で主な出来事を申せば、元議長の藤守千代子さんが6月にご逝去されました。当時、全道でも女性議長が2人しかいない時代の中、存在感を十分發揮されました。長年の町政進展にご尽力いただきました。心からご冥福をお祈りいたします。10月には姉妹町である添田町から寺西町長をはじめ、畠田議長、青年部、地域おこし協力隊の皆さんのが美深町に訪問いただき、懇親を深めました。赤字ローカル線を抱える縁からの姉妹町交流も43年を数え、遠くの親戚として有意義な交流を今後も続けていきたいと思います。同じく10月には衆議院解散総選挙が行われ、結果、自民党・公明党の少数与党政権となり、党6区としては小選挙区と比例区において2人の国会議員が当選されましたことは、地域振興に大きな力となることを期待するものです。今後は、税制改正や地方創生交付金事業を注視していかなければなりません。議会もこれらの改正等及び補正予算関係の臨時会も数多く開催されることになると思います。また各企業と協定締結については、先ほど町長からあったように、KOSÉ化粧品が美深町と協定をいただき、白樺樹液を主原料とする高級化粧品デコルテに採用いただくことになりました。自然豊かなわがまちのポテンシャルを全国に注目されていることは、今後より積極的にまちを売り出していくチャンスであります。この他、協定締結の事業についても、その可能性を生かし切れていない感がありますので、次年度以降の展開を期待するものであります。その他、チョウザメ産業化、第三セクターの経営改善、ゼロカーボンシティ宣言後の動きなど、総合計画の推進における戦略がもう一段上の展開を求めるものであります。昨年の5月に新型コロナの扱いが5類となり、感染が落ち着いているように見えますが、ワクチン接種のおかげで重症化していないだけで、未だに感染者が多くいる状況です。来年に向けては抗体が薄れていることから重症化が懸念されると医療業界では言われております。ワクチン接種を奨励することも必要だと思います。町としても奨励策を講ずるべきではないかと考えております。世界に目を向ければ未だに収束が見えないウクライナ戦争、さらにイスラエル紛争、シリアの政権崩壊など世界中で紛争が絶えないことを大変憂慮するところであります。地政学的な原因に由来するだけに一刻も早い収束に向けて国連機能の強力なリーダーシップと日本の外交努力に期待するところであります。国内においては、経費の増大、働き方改革、人材不足で、経営が良くても事業ができなくなる状況もあると聞いております。わがまちにおいても人口減少、少子高齢化が進む、合理化、閉鎖、縮小、廃業が見受けられます。この閉塞感を打破すべく石破内閣の地方創生2.0に大いに期待する者であります。結びになりますが、町民の皆様、町長をはじめ町の理事者、役場職員、関係機関に1年間大変お世話になったことを感謝申し上げます。特に議会事務局には大変ご苦労をかけた1年だったかなと思います。来年が皆様

にとって明るい1年になることをご祈念申し上げまして年末の挨拶に代えます。良いお年をお迎えください。大変ありがとうございました。

これで令和6年第4回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時6分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 望月清貴

署名議員 名取明美